

令和5年度第3回いわき市保健医療審議会自殺対策協議部会

日 時：令和6年2月1日（木）午後1時30分から

場 所：総合保健福祉センター3階 社会復帰会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

第2次自殺対策計画（素案）に関する庁内照会及び市民意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見等について

(2) 協議事項

第2次自殺対策計画の提言（案）について

3 その他の事項

4 閉 会

第2次自殺対策計画に関する府内・関係団体照会で寄せられた主な意見等（令和5年12月14日～令和5年12月22日照会）

No.	回答所属等名	ページ	該当箇所 記載内容	意見・修正案	対応方針
1	政策企画	P3	「いわき市まちづくりの基本方針の説明内容」 「2 計画の位置づけ」の上から2段落目 「また、本計画は、本市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「いわき市まちづくりの基本方針」」	【意見】 「いわき市まちづくりの基本方針」は、あらゆる分野（各分野）の方 向性を定めているものではない。 【修正案】 「また、本計画は、本市の <u>まちづくりの基本的な進め方</u> を定めた「い わき市まちづくりの基本方針」」	素案修正 修正案のとおり
2	政策企画	-	(計画素案全体に対する意見)	【意見】 市民等に第1次計画との違いや今後市が重点を置いて取り組んでい くことが伝わりやすくなるよう、概要版などにおいて、主な改定箇所 がわかりやすくなるような工夫を可能な範囲でお願いできればと思 います。	市民配布用の概 要版に意見を反 映
3	スマート社会推進課	P44 P79	【担当課の事業について】 事業名：24時間対応ヘルスケアアプリ「HELPOL」 業務内容：ヘルスケアアプリ 担当課：スマート社会推進課	【意見】 事業名は歳出予算事業名称と統一。担当課については、本事業は来年 度健康づくり推進課へ移管するため変更。 【修正案】 事業名： <u>オンラインヘルスケアアプリ「HELPOL」</u> 業務内容：ヘルスケアアプリ「HELPOL」 担当課： <u>健康づくり推進課</u>	素案修正 修正案のとおり
4	広報広聴課	P60	【担当課の事業について】 事業名 ①市長記者会見 ②広報紙等発行事業・コミュニケーション FM放送事業 業務内容 ①市長より市政について記者会見を行う。 ②9月、3月の自殺対策強化月間、自殺予防週間時は、広報い わき、いわき市HP、FB、Twitter、報道機関への投げ込み等 を実施している。	【意見】 現時点で市長記者会見の案件として確定させることが困難であり、 また、事業を分けて掲載する意味が余りないため、統合するもので す。 【修正案】 事業名：・伝わる広報事業・電子広報推進事業・ソーシャルメディア を活用した情報発信事業・コミュニケーション FM放送事業 【事業内容】 広報紙をはじめ、市公式ホームページ、SNS、FMいわきを活用した情 報発信を実施。さらには記者会見などにより報道機関を活用した広報 を実施する。	素案修正 修正案のとおり

No.	回答所属等名	該箇所		意見・修正案	対応方針
		ページ	記載内容		
5	広報広聴課	P77	<p>【担当課の事業について】</p> <p>事業名：東日本大震災に伴う生活再建相談窓口</p> <p>業務内容：東日本大震災の被災者の生活再建に係る相談を受け付ける専任職員を窓口に配置し、相談を受けている。</p> <p>担当課：広報広聴課</p>	<p>【意見】</p> <p>現在、当課に設置している相談窓口は、東日本大震災に限らず、各災害に対応しているため、災害を限定せずに記載したほうが多いと思う。なお、事務分掌上、「東日本大震災」の被災者に対する支援は広報広聴課であるが、その他の被災者に対する生活再建支援については危機管理課であるため、担当課については連名とした。</p> <p>【修正案】</p> <p>事業名：<u>災害に伴う生活再建相談窓口</u></p> <p>業務内容：被災者の生活再建に係る相談を受け付ける専任職員を窓口に配置し、相談を受けている。</p> <p>担当課：広報広聴課、<u>危機管理課</u></p>	<p>素案修正 修正案のとおり</p>
6	住まい政策課	P79	<p>【担当課の事業について】</p> <p>事業名：住宅セーフティネット推進事業</p> <p>事業内容：低額所得者や高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対し、経済的支援を実施する。また、住宅確保要配慮者の円滑な入居支援を図るため、府内連絡会議を開催し、関連部局との連携強化や情報共有等を行う。</p> <p>「生きる支援」実施内容：民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への家賃低廉化等、経済的支援を実施する。</p>	<p>【意見】</p> <p>事業内容をR6年の内容に修正。「生きる支援」実施内容を具体的に記載。</p> <p>【修正案】</p> <p>事業内容：住宅確保要配慮者（低額所得者や高齢者、障がい者等）に対する民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への家賃低廉化等の経済的支援や居住支援等を行う。</p> <p>「生きる支援」実施内容：所得要件等を満たす住宅確保要配慮者が入居するセーフティネット住宅への家賃及び家賃債務保証料等の低廉化補助を実施するほか、住宅確保要配慮者と賃貸人等をマッチングする居住支援を行う。</p>	<p>素案修正 修正案のとおり</p>
7	教育委員会 学校教育課	P42 P50 P63	<p>【関連事業】</p> <p>タブレット端末を活用した相談窓口の設置</p>	<p>【関連事業】</p> <p>タブレット端末を活用した相談窓口の周知</p>	<p>素案修正 修正案のとおり</p>

No.	回答所属等名	該箇所	意見・修正案	対応方針
№.	回答所属等名	ページ	記載内容	
8	地域包括ケア推進課	【関連事業】 P84	【意見】 つどいの場で年1回基本チェックリスト実施。該当者の自宅訪問し生活状況や身体状況確認を行う。※各地域包括支援センターにより対応の仕方は異なる。	【修正案】 『※各地域包括支援センターにより対応の仕方は異なる。』を削除 【素案修正】 修正案のとおり
9	こども支援課	【担当課の事業】 P77 P78	事業名：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 効果が期待される自殺の原因・動機に「①家庭」「②学校」「③経済・生活」「④勤務闇」に●を追加。	【意見】 効果が期待される自殺の原因・動機において、効果が期待できることから、「①健康」「②家庭」「③経済・生活」「⑥学校」に加え、「④勤務闇」に●を追加。
10	男女共同・多文化共生センター	【担当課の事業】 P62	事業名：子どもの人権対策 事業内容：いわき人権擁護委員協議会では、公民館等において「人権に関する特設相談」を実施。また、併せて学校にて紙芝居等の啓発事業を行っている。 担当課：市民生活課	【意見】 実施主体であるいわき人権擁護委員協議会に補助金を交付する事業であり、他補助金事業と体裁を合わせるため。 【修正案】 事業名：人権擁護委員協議会補助金 事業内容：公民館等で「人権に関する特設相談」を実施するほか、学校に出向き、子どもの人権の紙芝居を用いた啓発事業を行っている「いわき人権擁護委員協議会」に補助金を交付する。 担当課：男女共同・多文化共生センター
11	保健福祉課	【担当課の事業】 P38	事業名：重層的支援体制整備事業 取組内容：ひきこもりや認知症高齢者の徘徊、ゴミ屋敷問題など、制度の狭間の問題にに対し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。 (令和6年度移行準備期間、令和7年度本格実施)	【意見】 重層事業の具体的な対象として「認知症高齢者の徘徊」を挙げている国資料等を見かけない。認知症への偏見を助長する記載とも取れるため、一般的な文言に置き換え。 【修正案】 取組内容：ひきこもりやいわゆる8050問題、ゴミ屋敷問題など、制度の狭間の問題に対し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

No.	回答所属等名	該箇所	意見・修正案	対応方針
ページ	記載内容	記載内容	記載内容	記載内容
12	介護保険課	P59	<p>【担当課の事業】</p> <p>事業名：知恵と技の交歓教室（シルバーにこにこふれあい基金事業）</p> <p>生きる支援実施内容：高齢者の生きがいづくりに資する事業を通じて、生きる意欲の増進を図る。また、登録している高齢者を対象に、自殺対策の啓発や相互交流の意識向上を図る。</p>	<p>【意見】</p> <p>実際に実施している事業内容に修正</p> <p>【修正案】</p> <p>生きる支援実施内容：高齢者と若い世代が一同じに会し、昔遊び等を通じて交流をすることで高齢者の意欲向上や生きがいの促進を図る。</p>
13	保健所 感染症対策課	P75	<p>【担当課の事業】</p> <p>事業名：性的マイノリティによる悩みを持つ方への支援</p> <p>事業内容：個別相談</p>	<p>【意見】</p> <p>感染症対策課は、性的マイノリティーに特化した事業ではなく、全ての人を対象に「感染症に関する予防啓発・相談業務」を実施しているため、新規で感染症対策課の事業を切り出し掲載。</p> <p>【修正案】</p> <p>事業名：感染症（性感染症含む）相談・教育事業</p> <p>事業内容：性感染症を含む感染症全般の予防・対策・受診・予後に関する個別相談・集団教育</p> <p>生きる支援実施内容：感染症に関する正しい情報の提供、及び、他機関と連携しながら個々に応じた悩みや不安等に対応する</p> <p>担当課：保健所感染症対策課</p> <p>効果が期待される自殺の原因・動機：①・③・⑤</p>
14	いわき市中学校長 会	P84	<p>【関係団体の取組み】</p> <p>事業名：心の教育（市内小・中学校）</p> <p>事業概要：道徳の時間をして、心の教育や道徳的<u>道徳的価値</u>などについて、学校の全教育活動において支援・指導を行う。</p> <p>事業名：相談体制整備（市内小・中学校）</p> <p>事業概要：相談体制の整備と状況に応じた相談を実施していく。</p>	<p>【修正案】</p> <p>事業名：心の教育（市内小・中学校）</p> <p>事業概要：道徳の時間をして、心の教育や道徳的<u>道徳的価値</u>などについて、学校の全教育活動において支援・指導を行う。</p> <p>事業名：相談体制整備（市内小・中学校）</p> <p>事業概要：<u>SOSの出し方に関する指導を含め</u>、相談体制の整備と状況に応じた相談活動を実施する。</p>
15	いわき市PTA連絡協議会	P84	<p>【関係団体の取組み】</p>	<p>【修正案】</p> <p>事業名：研修委員会研修セミナー</p> <p>事業概要：核家族化や地域のつながりの希薄化等で子育て環境が大きく変わる中、いじめや不登校、SNSトラブル等子どもが直面する問題に対し、子どもたちの心の変化をどのように捉えて、どう支えていけば良いか等研修会を開催し理解を深める。</p>

「いわき市いのちをまもり支える計画（第2次いわき市自殺対策計画）」（素案） に関する市民意見募集（パブリックコメント）について

1 目的

本市の自殺対策計画「いわき市いのちをまもり支える計画（第1次いわき市自殺対策計画）」については、今年度末で計画期間を満了することから、次期計画の策定に向け、学識経験者をはじめ医療、福祉、教育、労働、経済、法律などの専門委員で構成される「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」等により検討を進め、素案がまとめたところです。

については、市民意見を反映した計画を策定するにあたり、素案に関する市民意見募集（パブリックコメント）を実施するものです。

2 市民意見の対象案件

いわき市いのちをまもり支える計画（第2次いわき市自殺対策計画）

3 意見等募集期間

令和6年1月9日（火）～23日（火）

4 資料の公表方法

- (1) 市ホームページへの資料掲載
- (2) 担当課（総合保健福祉センター2階）
- (3) 市役所1階市民ホール、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

5 意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、担当課に持参するか、郵送、メール、FAX等で提出する。

6 意見募集の結果等

0件

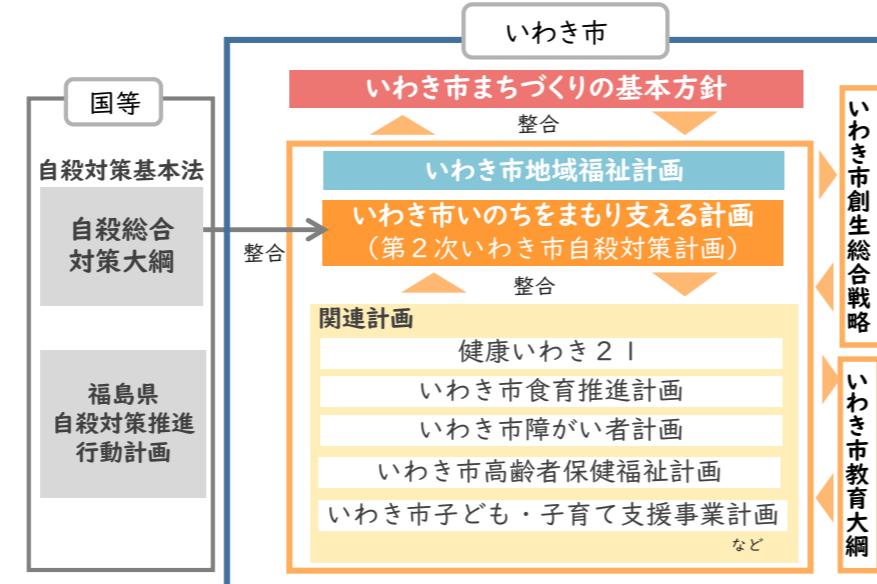
I. 計画策定の趣旨・計画の位置付け

I. 計画の目的

本計画では、国の「自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）」及び県の「第4次福島県自殺対策推進行動計画」の趣旨や本市の自殺の現状、市民アンケート調査の結果を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、本市の自殺対策を引き続き効果的かつ総合的に推進することを目的に計画を策定するもの。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、「いわき市まちづくりの基本方針」に沿って、保健福祉や教育等関連計画との整合・連携を図り、本市の自殺対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示すもの。



2. 計画期間

◇令和6年度から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間とする。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
ふるさと・いわき21プラン											
いわき市 まちづくりの基本方針				いわき市いのちをまもり支える計画(第1次いわき市自殺対策計画)				いわき市いのちをまもり支える計画(第2次いわき市自殺対策計画)			
いわき市											
県											
国											

H29～第3次福島県自殺対策推進行動計画

第4次福島県自殺対策推進行動計画

自殺総合対策大綱(H29年7月閣議決定)

自殺総合対策大綱(R4年10月閣議決定)

※概ね5年を目途に見直し

3. 市民アンケートの結果

(前回調査:平成30年 今回調査:令和4年)

この1年内に自殺したいと考えた人の割合が増加

H30 4.1% → R4 4.4%

相談窓口を知っている人は約3人に1人にとどまる

H30 33.0% → R4 33.9%

ゲートキーパーという言葉を知っている人の割合が低下

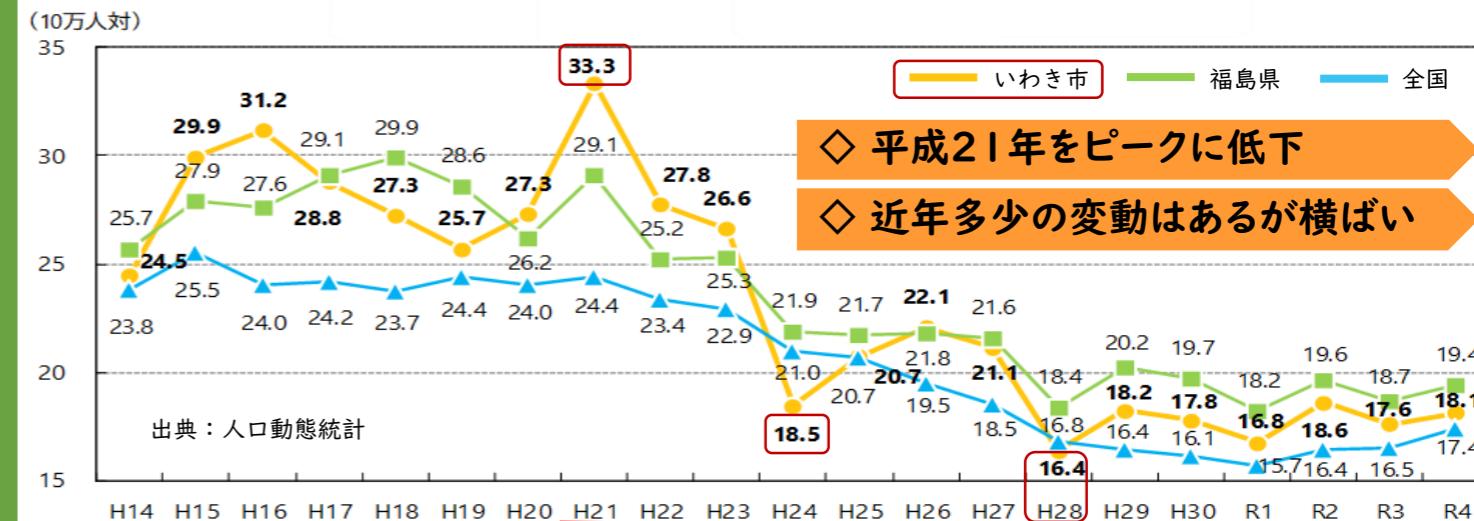
H30 16.9% → R4 11.2%

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

4. 本市の自殺の現状

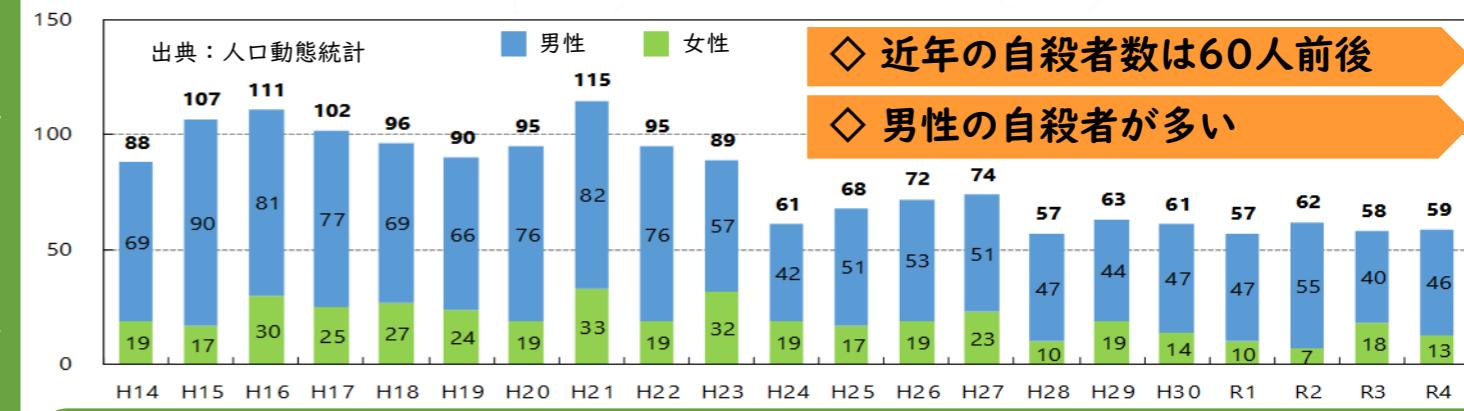
自殺死亡率の推移

◇全国では平成21年から令和元年まで低下傾向、その後3年連続上昇。
◇本市は、平成21年から平成24年にかけて大きな変動がみられ、平成28年には16.4まで低下し、その後ゆるやかに上昇。平成29年以降全国より高く、県より低い状況。



本市の自殺者数の推移

◇平成21年の115人をピークに平成24年にかけて大幅に減少し、令和4年には59人と、平成21年の約半数だが、以前として毎年60人前後の自殺者がいる状況。
◇男性が女性を上回る年が続いているが、女性の自殺者数は、令和2年7人に対し、令和3年18人、令和4年13人と令和2年と比較し約2倍に増加。



本市の自殺者の傾向 (H30～R4年の5年間)

年齢

・30歳～50歳代が多く全体の約6割
・70歳以上の高齢者が全体の約2割

◇働き盛り世代の自殺者が多い

職業

・『有職者』が「無職者」や「年金等生活者」よりも多く、全体の約4割
(R4年は全体の5割強)

◇仕事をしている人の自殺者が多い

原因動機

・健康問題(うつ病や身体疾患の悩み等)が全体の3割以上
・経済・生活問題が全体の2割弱

◇原因・動機は「健康問題」が多い

5. 計画の全体像(基本理念・基本方針)

基本理念
MISSION

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

基本方針 VISION

1 生きることの包括的な支援として推進

2 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取組

3 対応の段階に応じた、レベルごとの対策の効果的な連動

4 実践と啓発を両輪として推進

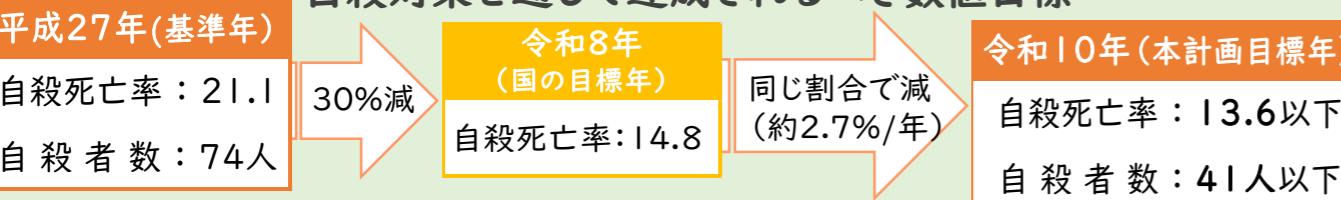
5 関係者の役割の明確化と、関係者間における連携・協働の推進

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

数値目標の設定

最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であるが、当面の目標として、国の自殺総合対策大綱の数値目標の設定方法（平成27年を基準年とし令和8年までに自殺死亡率を30%以上減少）に準拠し、目標値を算出し設定。

自殺対策を通じて達成されるべき数値目標



【参考】国の目標値(自殺死亡率)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

自殺対策は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開することから、SDGsの理念と合致するものです。



6. 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

- ① いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会の開催
- ② 個別の支援団体との連携強化及び自殺関連活動の実施支援
- ③ 心を通わせ合える人間関係・地域社会の構築支援

2 自殺対策を支える人材の育成

- ① 様々な職種を対象とする研修の実施
- ② 一般市民に対する研修
- ③ 自殺対策従事者等支援者への支援

3 市民・企業等への啓発と周知

- ① こころの健康づくり・自殺に関する正しい知識の普及啓発
- ② 多様な手段を活用した情報発信の推進
- ③ 就労者のメンタルヘルス対策と自殺予防の推進

4 生きることの促進要因への支援

- ① 自殺リスクを抱える可能性のある市民の支援
- ② 自殺未遂者等への支援
- ③ 遺族等への支援
- ④ 被災者・避難者への支援
- ⑤ 女性の自殺対策の推進

5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

- ① SOSの出し方に関する教育の推進
- ② 子ども・若者への支援の充実

7. 重点施策

1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

- ・ 健康不安の解消
- ・ 地域での見守り活動
- ・ 孤独・孤立の予防

2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

- ・ 生活困窮者自立支援制度との連携
- ・ 包括的な相談支援体制の充実

3 就労者を対象とした自殺対策の推進

- ・ 就労者のメンタルヘルス対策
- ・ 労働問題等の相談窓口の周知啓発

**いわき市いのちをまもり支える計画
(第2次いわき市自殺対策計画)
(提言)案**

**令和6年2月
いわき市保健医療審議会**

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 数値目標の設定	4
5 SDGsとの関連	5
第2章 いわき市の自殺の現状	7
1 統計情報における自殺の現状	8
(1) 自殺死亡率の現状	8
(2) 自殺者数の推移	9
(3) 有職/無職別の自殺者数の推移	10
(4) 年齢層別の主な死因における自殺死亡者	10
(5) 原因・動機別の自殺者数	11
(6) 自殺者の年齢構成の比較	12
(7) 年齢層別自殺者数の推移	12
(8) 自殺者の同居人の有無の比較	14
(9) 自殺未遂歴の有無の比較	14
2 「地域自殺実態プロファイル」における本市の自殺の特徴	16
(1) 主な自殺者の特徴	16
(2) 推奨される重点パッケージ	17
(3) 分類別の自殺の特徴（全国との比較）	18
3 市民アンケート調査における自殺関連設問の傾向について	19
(1) 自殺念慮の有無	19
(2) 自殺念慮の理由	22
(3) 現在の健康状態	23
(4) こころの健康や病気の相談窓口の認知状況	24
(5) ストレスや健康上の悩みの相談ができるか	24
(6) 「ゲートキーパー」の認知度	25
(7) 「自殺したい」と打ち明けられたり相談された場合の行動	26
(8) 孤独を感じることはあるか	27
4 第1次計画における評価指標の達成状況	29
第3章 いわき市の自殺対策における取組み	32
1 基本理念	32
2 基本方針	32

(1) 生きることの包括的な支援として推進	32
(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	33
(3) 対応の段階に応じた、レベルごとの対策の効果的な連動	33
(4) 実践と啓発を両輪として推進	34
(5) 関係者の役割の明確化と、関係者間における連携・協働の推進	34
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	34
3 施策体系	35
4 基本施策	37
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	37
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	39
基本施策3 市民・企業等への啓発と周知	41
基本施策4 生きることの促進要因への支援	44
基本施策5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育	49
5 重点施策	51
重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進	52
重点施策2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進	53
重点施策3 就労者を対象とした自殺対策の推進	54
6 生きる支援関連施策一覧	55
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	55
基本施策3 市民・企業等への啓発と周知	59
基本施策4 生きることの促進要因への支援	64
基本施策5 こども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育	80
関係団体の取組	83
第4章 推進体制等	86
1 推進体制	86
(1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会[外部組織]	86
(2) いわき市自殺対策庁内連絡会議[内部組織]	86
資料編	88
資料1 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の概要	88
(1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要	88
(2) 新たな自殺総合対策大綱の概要（令和4年10月閣議決定）	89
資料2 推進体制等に係る資料	90
(1) いわき市保健医療審議会運営規程	90
(2) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会設置要領	91
(3) いわき市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	93
資料3 計画策定の経緯	95
資料4 自殺死亡率・自殺者数の算出方法	96

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成10年に急増し、以降、年間3万人を超える状態が続いていました。このため、国は平成18年に自殺対策基本法を施行、その後平成28年4月には同法を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付け、市町村に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。

また、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」が平成19年に閣議決定され、その後、平成24年及び平成29年には我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。

これら法整備等により、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されたことや社会経済状況の変化等から、自殺者数は年々減少傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻化した令和2年には全国の自殺者数が11年ぶりに前年を上回り、依然として2万人を超える状況が続いています。

また、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率についても、今なお主要先進7か国（日本、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ）の中で最も高い状況であり、非常事態はいまだ続いています。

こうした状況を踏まえ、国では、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、新たな取組みの方向性が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を図ることが示されました。

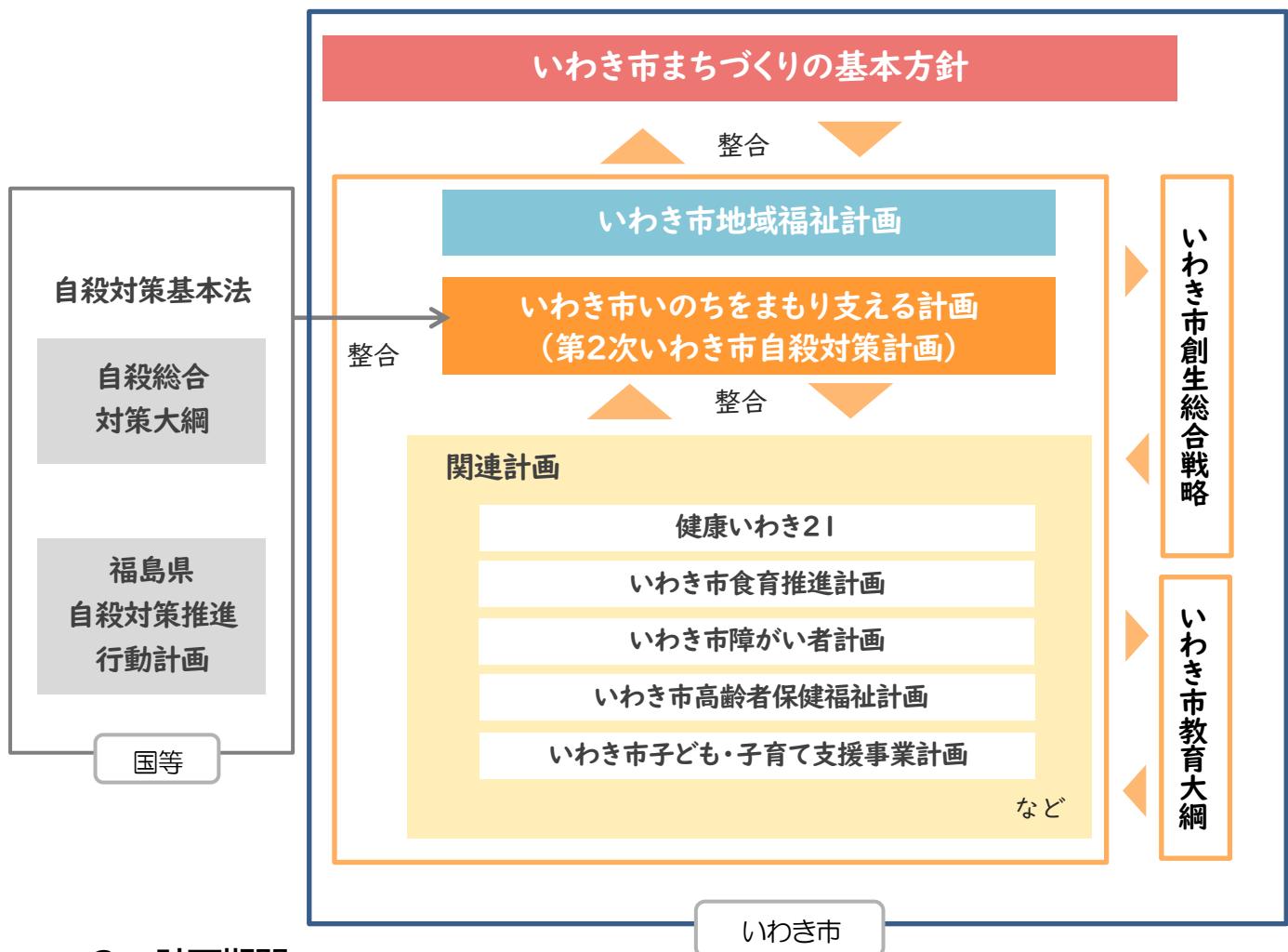
本市では、平成18年の自殺対策基本法施行、平成19年の自殺総合対策大綱の制定などの国の動きを踏まえ、平成23年3月に「いわき市自殺予防対策指針」を策定、また平成31年3月には法改正に伴う地方自治体の自殺対策計画の策定義務化を受け、「第1次いわき市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

このたび、第1次計画の計画期間が令和5年度で満了することを受け、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、これまで進めてきた市の取組みを更に発展させ、引き続き効果的かつ総合的に推進することを目的に「第2次いわき市自殺対策計画」を策定するものです。[A1]

2 計画の位置付け

「いわき市いのちをまもり支える計画（第2次いわき市自殺対策計画）」は、本市の自殺対策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画であり、国の自殺総合対策大綱、福島県自殺対策推進行動計画に対応するものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本的な進め方を[A2]定めた「いわき市まちづくりの基本方針」に沿って、保健福祉や教育等関連計画との整合・連携を図り、本市の自殺対策の基本的な方向や具体的な事業・取組みを示すものです。



3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、新たな課題の発生や状況の大きな変化等により計画の見直しが必要となったときは、計画期間中であっても計画の見直しを行うこととします。

4 数値目標の設定

最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であります
が、当面の目標として、国や県等を参考に以下の通り数値目標を設定します。[A3]

国の自殺総合対策大綱（R4.10）における全国の数値目標は、平成27年から令和8年までに自殺死亡率を30%以上減少させ、13.0以下となっております。

また、令和4年3月改訂の「第4次福島県自殺対策推進行動計画」では、第3次計画で平成27年を基準に5年間で自殺死亡率を20%以上減少させるとしていた目標を継続するとともに、計画期間の5年間（令和4年度から令和8年度）で自殺死亡率を17.3以下（自殺者数301人以下）とすることを目標としています。

本市では第1次いわき市自殺対策計画において、平成28年の自殺死亡率（16.4）を基準に計画最終年度である令和5年までに20%以上減少させる（13.0以下とする）ことを目標に取り組んできましたが、令和4年時点での自殺死亡率は18.1と、第1次市計画における目標値には届いていません。

（出典：人口動態統計）

	第1次市計画 における 目標値	実績値					
		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
自殺死亡率	13.0以下	18.2	17.8	16.8	18.6	17.6	18.1
自殺者数	39人以下	63人	61人	57人	62人	58人	59人

※上記はいずれも、人口動態統計による数値

のことから、本計画における数値目標は、第1次市計画の目標設定を見直し、国の基準年及び減少率の目標に準拠し、平成27年の自殺死亡率及び自殺者数を令和8年までに30%以上減少させ、その後令和10年まで同じ割合で減少させる目標値を算出し、自殺死亡率は13.6以下、自殺者数は41人以下とすることとします。

自殺対策を通じて達成されるべき数値目標

平成27年

自殺死亡率：21.1
自殺者数：74人

令和10年

自殺死亡率：13.6以下
自殺者数：41人以下

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数
※数値目標の算出方法の詳細は、96ページ参照

5 SDGsとの関連

自殺対策は、[A4]「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開することが求められます。この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものです。

本計画と特に関連するSDGsの目標は右記のとおりであり、本計画の推進が、当該目標の達成に資するものとして位置付けます。



本計画に特に関連する目標



※SDGs (Sustainable Development Goals)：平成27年9月の国連総会で採択された、

平成28年から令和12年までを期限とする全世界共通の目標

第2章

いわき市の自殺の現状

第2章 いわき市の自殺の現状

1 [A5] 統計情報における自殺の現状

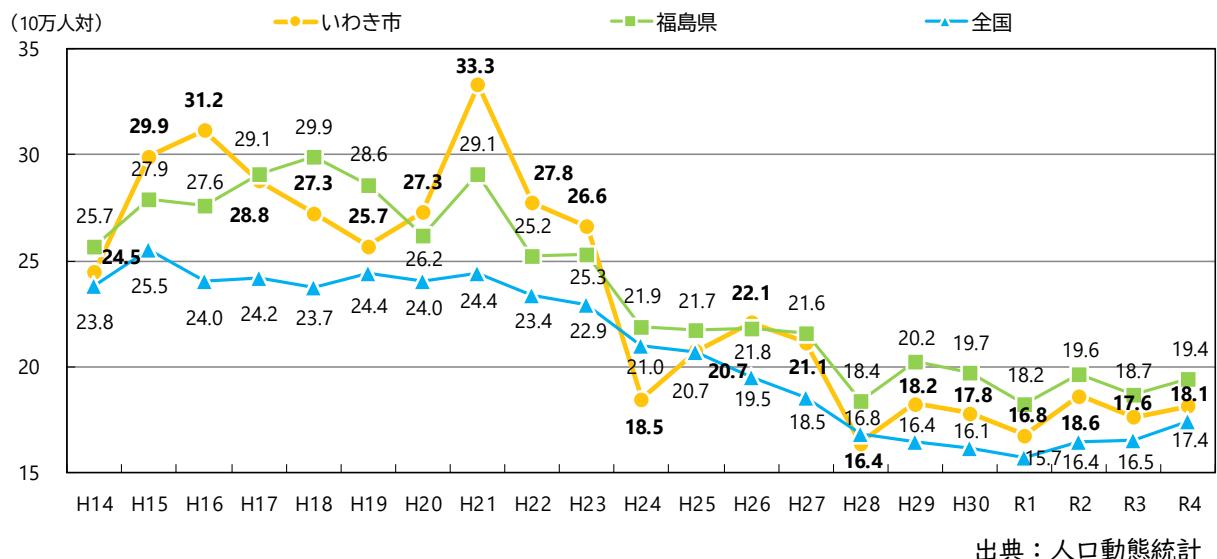
(1) 自殺死亡率の現状

①自殺死亡率の比較

人口動態統計による自殺死亡率をいわき市・福島県・全国で比較すると、全国では平成21年から令和元年まで低下傾向となっており、令和4年は17.4となっています。いわき市と福島県では上昇・低下を繰り返しており、特にいわき市では、平成21年から平成24年にかけて大きな変動がみられ、平成28年には16.4まで減少しましたが、その後ゆるやかに上昇し、令和4年には18.1となっています。

なお、平成25年以降は、3者の差が小さくなり同程度の数値の推移となっています。

■いわき市、福島県、全国の自殺死亡率の推移

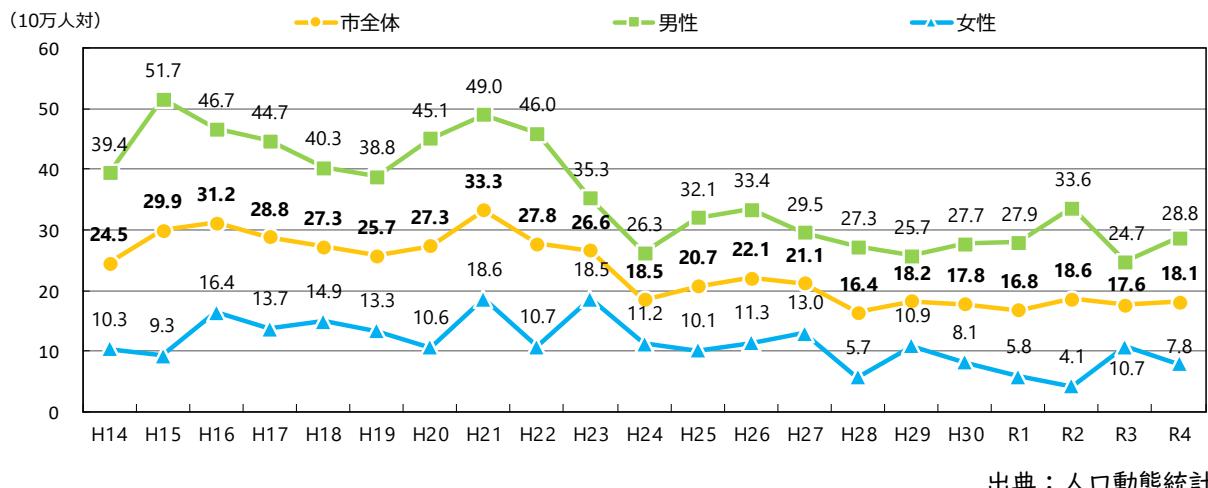


②本市の自殺死亡率の推移

人口動態統計による本市の自殺死亡率は、ピーク時の平成21年には33.3でしたが、その後低下傾向がみられ、令和4年には18.1となっています。なお、この数値は、平成14年以降では平成28年の16.4、令和元年の16.8、令和3年の17.6、平成30年の17.8に次いで低い値となっています。

また、男女別でみると、男性の値が女性の値を大きく上回る傾向が続いています。

■本市の自殺死亡率（市全体、男女別）の[A6]推移



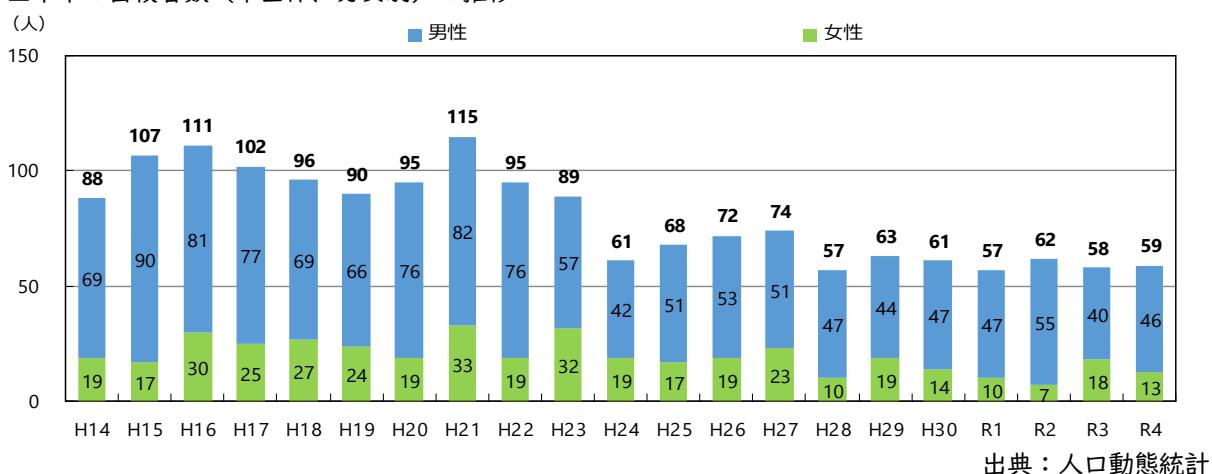
出典：人口動態統計

（2）自殺者数の推移

人口動態統計による本市の自殺者数は、平成20年以前は88人から111人の間で推移していました。その後、平成21年の115人をピークに平成24年にかけて大幅に減少し、その後はゆるやかな増減を繰り返し、令和4年には59人と、平成21年の115人の約半数となっています。

自殺者数の推移を男女別にみると、男性が女性を上回る年が続いていますが、女性の自殺者数は、令和2年7人に対し、令和3年18人、令和4年13人と令和2年と比較し約2倍に増加しています。

■本市の自殺者数（市全体、男女別）の推移



出典：人口動態統計

(3) 有職/無職別の自殺者数の推移

本市の有職/無職別自殺者数は、「有職者」が多く、平成27年以降の8年間のうち1位が5年間、2位が2年間となっており、各年で上位となっています。このほか、「年金・雇用保険等生活者」、「無職者」が各年において上位を占めています。

■本市の有職/無職の自殺者数の推移

	1位		2位		3位	
平成27年	年金・雇用保険等生活者	26人	有職者	24人	無職者	24人
平成28年	有職者	26人	年金・雇用保険等生活者	15人	無職者	10人
平成29年	年金・雇用保険等生活者	29人	無職者	20人	有職者	16人
平成30年	有職者	27人	無職者	18人	年金・雇用保険等生活者	12人
令和元年	無職者	27人	有職者	21人	年金・雇用保険等生活者	10人
令和2年	有職者	24人	無職者	18人	年金・雇用保険等生活者	14人
令和3年	有職者	27人	無職者	22人	年金・雇用保険等生活者	10人
令和4年	有職者	35人	年金・雇用保険等生活者	14人	無職者	15人

※自殺者数5人以下の分類を表示しないよう、上位3区分のみ表示としています

※「自営業・家族従事者」+「被雇用・勤め人」を「有職者」として計上しています

※「無職者」には、「学生・生徒等」・「主婦」・「年金・雇用保険等生活者」を除いて計上しています

出典：自殺統計より独自算出

(A7) 4) 年齢層別の主な死因における自殺死亡者

本市の死亡者の死因について、平成27年から令和元年までの累計値を10歳代以上の年齢層（10歳階級）別にみると、「10～30歳代」では、死因の第1位が「自殺」となっています。また、「40歳代」では「自殺」が死因の第2位となっており、「10～40歳代」の各年齢層において、自殺は死因の上位を占めています。

■本市の年齢層別の死因順位（平成27年～令和元年）

	1位		2位		3位	
10歳代	自殺	12人	不慮の事故	4人	心疾患	2人
20歳代	自殺	15人	悪性新生物	8人	不慮の事故	7人
30歳代	自殺	37人	悪性新生物	20人	心疾患	15人
40歳代	悪性新生物	94人	自殺	56人	心疾患	47人
50歳代	悪性新生物	302人	心疾患	131人	脳血管疾患	75人
60歳代	悪性新生物	1,095人	心疾患	334人	脳血管疾患	189人
70歳代	悪性新生物	1,533人	心疾患	683人	脳血管疾患	425人
80歳以上	心疾患	2,568人	悪性新生物	2,420人	老衰	1,727人

出典：保健統計の概況（福島県）

(5) 原因・動機別の自殺者数

①原因・動機別の自殺者数の推移

本市の原因・動機別自殺者数の推移では、各年において「健康問題」が最多で、次いで「不詳」が多くなっています。

また、「経済・生活問題」は令和2年までは3位以下でしたが、令和3年以降は2位へと順位を上げています。

■本市の原因・動機別の自殺者数の推移

	1位		2位		3位	
平成27年	健康問題	55人	不詳	22人	家庭問題 経済・生活問題	10人
平成28年	健康問題	32人	不詳	12人	勤務問題	9人
平成29年	健康問題	39人	家庭問題	14人	不詳	13人
平成30年	健康問題	30人	不詳	15人	経済・生活問題	12人
令和元年	健康問題	33人	不詳	15人	経済・生活問題	14人
令和2年	健康問題	25人	不詳	20人	家庭問題	12人
令和3年	健康問題	25人	経済・生活問題	19人	家庭問題	9人
令和4年	健康問題	34人	経済・生活問題	29人	家庭問題	25人

※自殺者数5人以下の分類を表示しないよう、上位3区分のみ表示としています

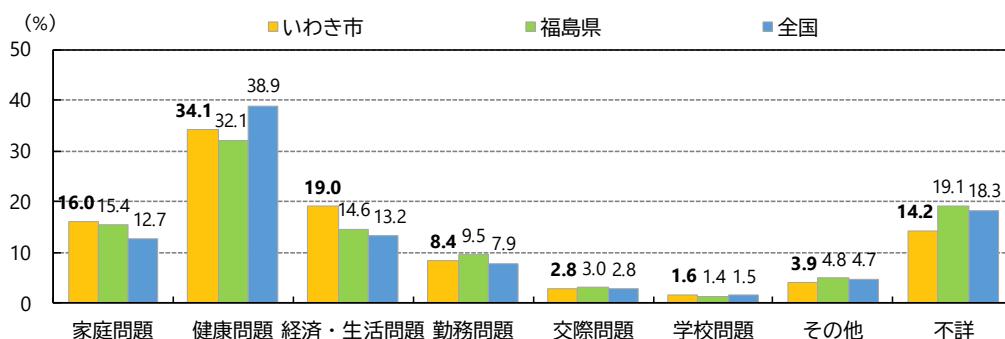
※原因・動機別は遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つ（R4年は4つ）まで計上しています

出典：自殺統計

②原因・動機別の割合（いわき市・福島県・全国）

原因・動機別の割合について、平成30年から令和4年までの値を累計すると、いわき市、福島県、全国のいずれも「健康問題」が3～4割と最も高く、次いで、福島県・全国では「不詳」、いわき市では「経済・生活問題」の割合が高くなっています。

■原因・動機別割合（平成30年から令和4年までの累計）の比較



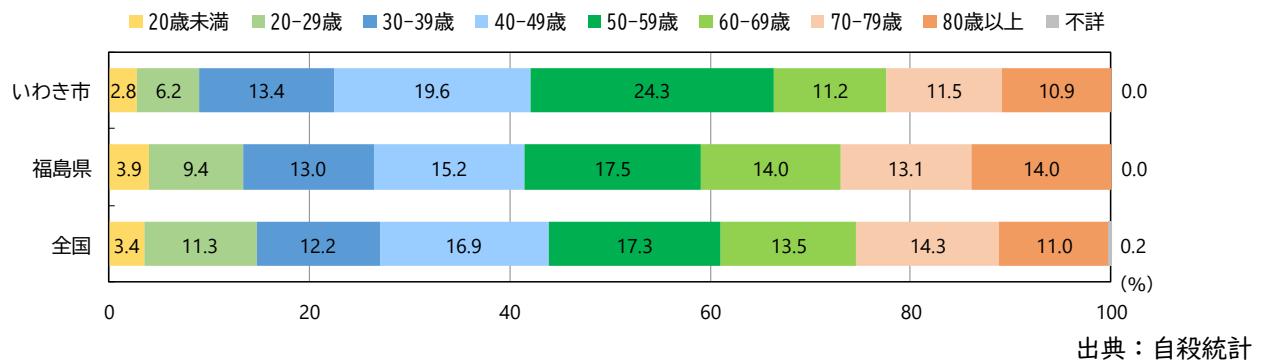
※原因・動機別は遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つ（R4年は4つ）まで計上しています

出典：自殺統計より独自算出

(6) 自殺者の年齢構成の比較

自殺者の年齢構成について、平成 30 年から令和 4 年までの値を平均すると、いわき市は「20 歳未満」が 2.8%、「20-29 歳」が 6.2% と福島県・全国に比べて低い割合となっています。その一方で、「30-39 歳」から「50-59 歳」では福島県・全国を上回っており、「30~50 歳代」の自殺者の割合が高いといえます。

■いわき市、福島県、全国の自殺者の年齢構成



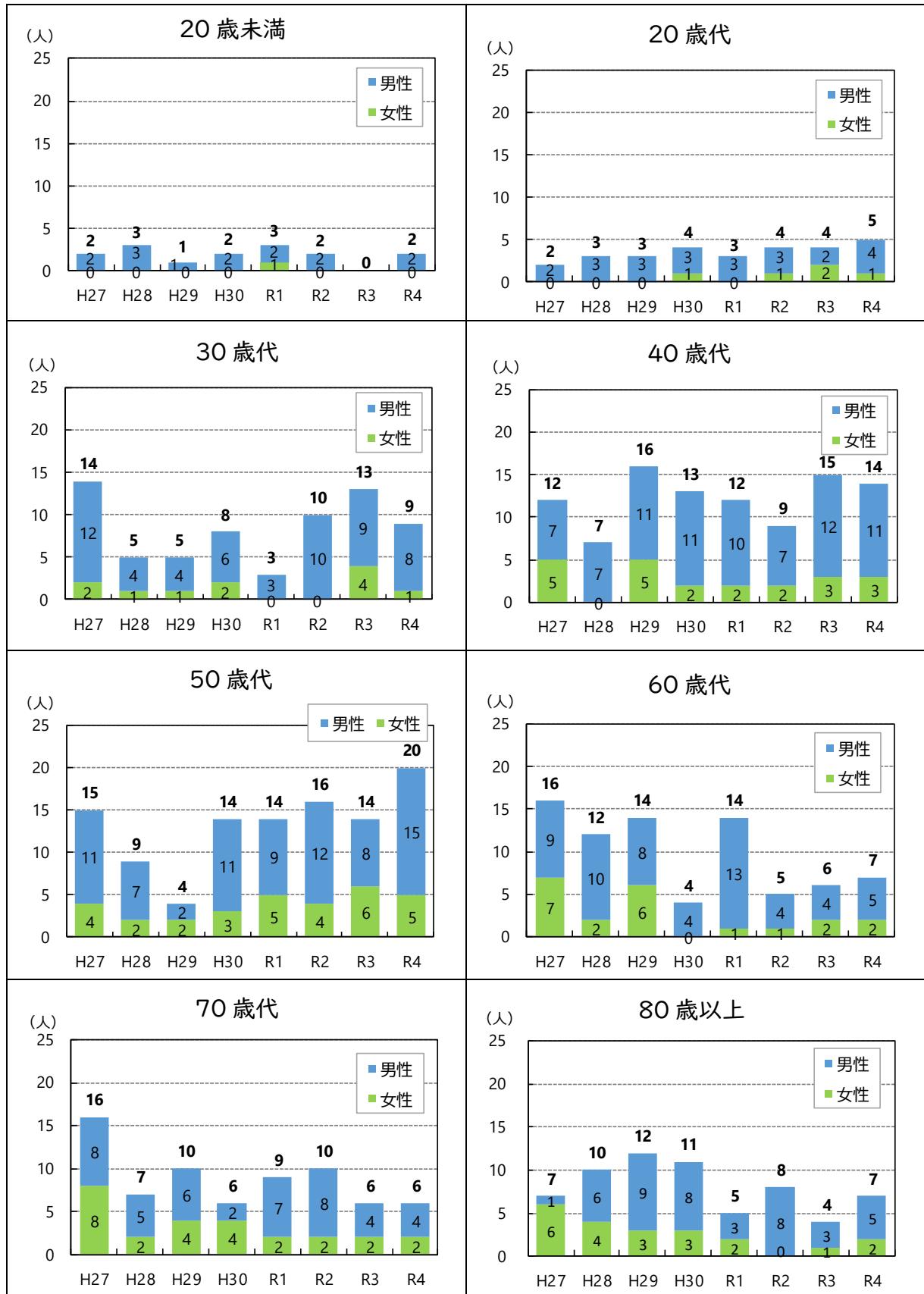
(7) 年齢層別自殺者数の推移

本市の年齢層別自殺者数の推移について、「20 歳未満」と「20 歳代」の若年層では、女性は毎年 0~2 人、男性は概ね 2~4 人で推移しています。

また、「50 歳代」では、男女ともに平成 29 年に一時減少したものの、平成 30 年以降増減を繰り返しながらも増加傾向となっています。

その一方で、「70~80 歳代」の高齢層では、近年ゆるやかな増減を繰り返しつつも減少傾向がみられ、令和 3 年以降 4~7 人の範囲で推移しています。

■本市の年齢層別自殺者数の推移

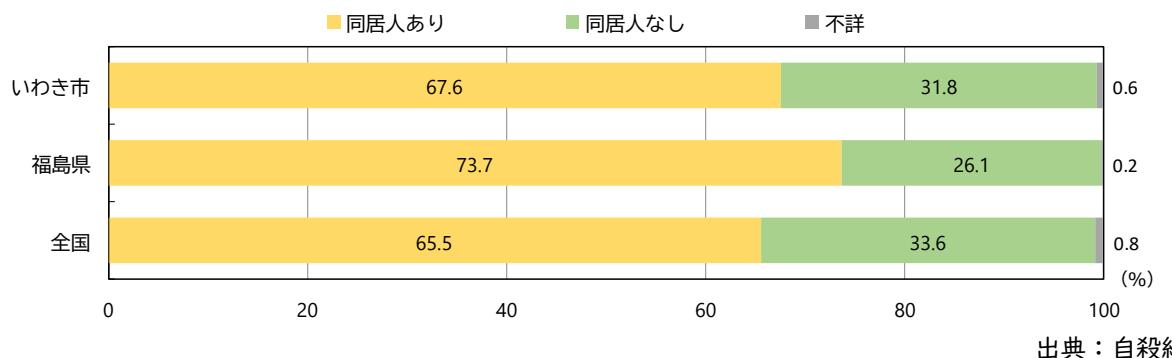


出典：自殺統計

(8) 自殺者の同居人の有無の比較

自殺者の同居人の有無について、平成30年から令和4年までの値を平均すると、いわき市は「同居人あり」が67.6%となっており、福島県より下回っているものの、全国の65.5%より割合は高くなっています。

■自殺者の同居人の有無の比較（いわき市・福島県・全国）

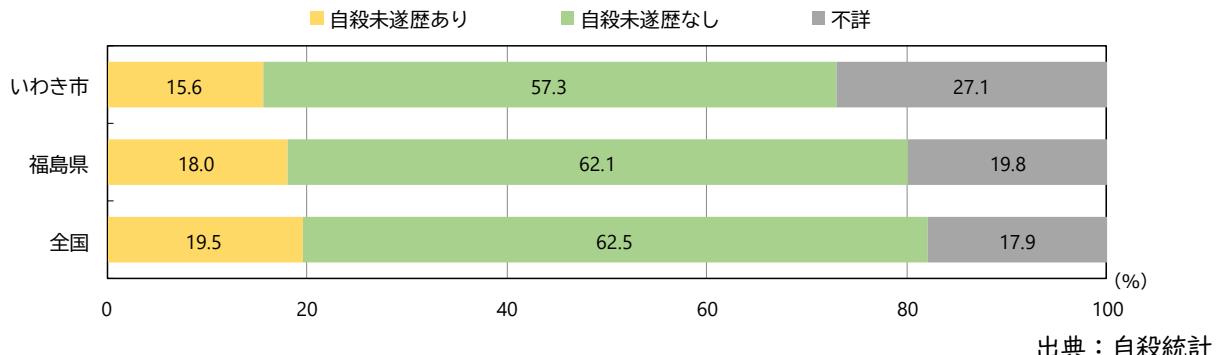


出典：自殺統計

(9) 自殺未遂歴の有無の比較

自殺未遂の有無について、平成30年から令和4年までの値を平均すると、「自殺未遂歴あり」の割合は、いわき市では15.6%となっており、福島県・全国を下回っています。その一方で、「不詳」は27.1%と割合が高くなっています。

■自殺未遂歴の有無の比較（いわき市・福島県・全国）



出典：自殺統計

<参考>「人口動態統計」と「自殺統計」

本章において、自殺関連の数値は「人口動態統計」と「自殺統計」の2種類の統計を根拠としています。それぞれの統計には、以下の特徴があります。

	人口動態統計	自殺統計
データの根拠	医師による死亡診断書（死体検案書）に基づいた人口動態調査死亡票に基づき、厚生労働省が集計	警察活動による自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が再集計「地域における自殺の基礎資料」として公表
調査対象	日本に居住する日本人	日本に居住する外国人を含む総人口
集計分類	住所地別・男女別に集計	「住居地」[A8]・「発見地」別に集計 ※本計画では住居地別を掲載 「年代別」「職業別」「原因・動機別」「未遂歴の有無」等を集計
調査期間	毎年1月1日～12月31日 確定値は翌年9月に発表	毎年1月1日～12月31日 確定値は翌年3月に発表
その他の特徴	統計法に基づく基幹資料	未遂歴や遺書の有無、原因・動機の内訳等 警察の業務統計

2 「地域自殺実態プロファイル」における本市の自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センター（厚生労働省指定調査研究等法人）が、各自治体の自殺の実態をとりまとめた「地域自殺実態プロファイル」をもとに、平成29年から令和3年の5年間の本市の自殺の特徴を把握しました。

(1) 主な自殺者の特徴

本市の自殺者について、性別・年齢階層・職の有無・同居人の有無別の上位5区分を示したのが下記の表であり、1位～5位までの区分を全て「男性」が占めています。支援が優先されるべき対象は、「60歳以上男性・無職・同居または独居」、「40～50歳代男性・有職または無職・同居人あり」、「20～30歳代男性・有職・同居人あり」となっています。

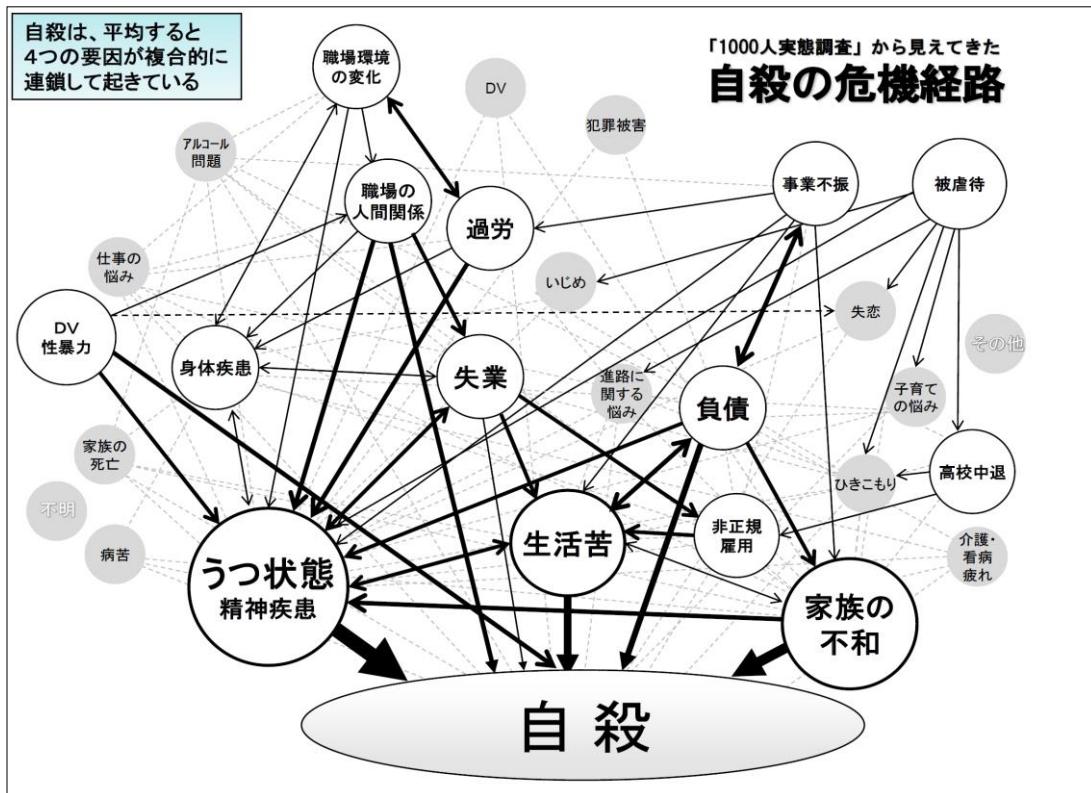
年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	背景にある主な自殺の危機経路
1位					男性・無職・同居 ※(46人、35.4)			※※失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位			男性・有職・同居 (35人、20.8)					配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位					男性・無職・独居 (30人、105.3)			失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位			男性・無職・同居 (28人、180.7)					失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	男性・有職・同居 (26人、23.9)							職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

出典：「地域自殺実態プロファイル」（いのち支える自殺対策推進センター）

※表中の括弧内の数値はそれぞれ、「自殺者数（平成29年～令和3年の計）」および「自殺死亡率（「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計から推計した人口を用いて算出した値）」を表す。

※※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

下記は、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路」です。丸の大きさは自殺に至る要因の発生頻度を表し、丸が大きいほどその要因が抱えられていた頻度が高いことを表します。矢印の太さは、要因間の連鎖の因果関係の強さを表しています。



出典：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク資料より

(2) 推奨される重点パッケージ

「高齢者」 「生活困窮者」 「勤務・経営」

「推奨される重点パッケージ」は、前述した「(1) 主な自殺者の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、その地域において重点的に取り組むべき対象を示すものであり、本市では上記の3つが推奨されました。これらの対象については、自殺対策を重点的に展開していくことが求められます。

(3) 分類別の自殺の特徴（全国との比較）

本市の自殺死亡率（平成29年～令和3年の計）を、「性別」、「年齢区分別」、「年齢層別」、「その他区分別」の4種類の区分で全国の中央値と比較し、なおかつ、本市の自殺死亡率が全国の市区町村の中でどの程度の順位に位置するかを示したのが、下記の表になります。

これを見ると、本市では「無職者・失業者」の自殺死亡率が全国市区町村の中で上位10%以内、「40歳代」が上位10～20%に位置しており、自殺死亡率が高いことがわかります。

このほか、「総数（本市全体）」をはじめとして、性別では「男性」、年齢区分別では「20歳未満」「30歳代」「50歳代」「80歳以上」、年齢層別では「高齢者（70歳以上）」と、多くの分類で、自殺死亡率が全国市区町村の中での上位20～40%に入ることが示されています。

		自殺死亡率（10万人対）		いわき市の自殺死亡率ランク (全国市区町村の中での順位)
		いわき市	全国（中央値）	
総数		19.5	16.6	上位20～40%
性別	男性	29.7	23.4	上位20～40%
	女性	9.6	9.7	
年齢区分別	20歳未満	3.0	0.7	上位20～40%
	20歳代	12.1	14.8	
	30歳代	22.4	15.9	上位20～40%
	40歳代	29.5	17.4	上位10～20%
	50歳代	29.4	20.4	上位20～40%
	60歳代	17.4	16.6	
	70歳代	20.7	18.6	
	80歳以上	26.3	19.6	上位20～40%
年齢層別	若年者(20～39歳)	17.7	16.7	
	高齢者(70歳以上)	23.1	19.9	上位20～40%
区そ 分の 別他	勤務・経営	17.7	34.3	
	無職者・失業者	47.7	13.4	上位10%以内

出典：「地域自殺実態プロファイル」（いのち支える自殺対策推進センター）

3 市民アンケート調査における自殺関連設問の傾向について

本市が令和4年11月～12月に実施した「健康いわき21（第二次）評価のための市民アンケート」の設問項目のうち、自殺に関する項目の集計結果を以下に示します。

＜集計結果参照の際の注意事項＞

- ① 図表の中のnは、回答者の総数を意味しています。
- ② 比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、百分比の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。
- ④ 図表の「前回調査」は、本市が平成30年2月～3月に実施した市民アンケート調査の集計結果を示しています。

([A9] 1) 自殺念慮の有無

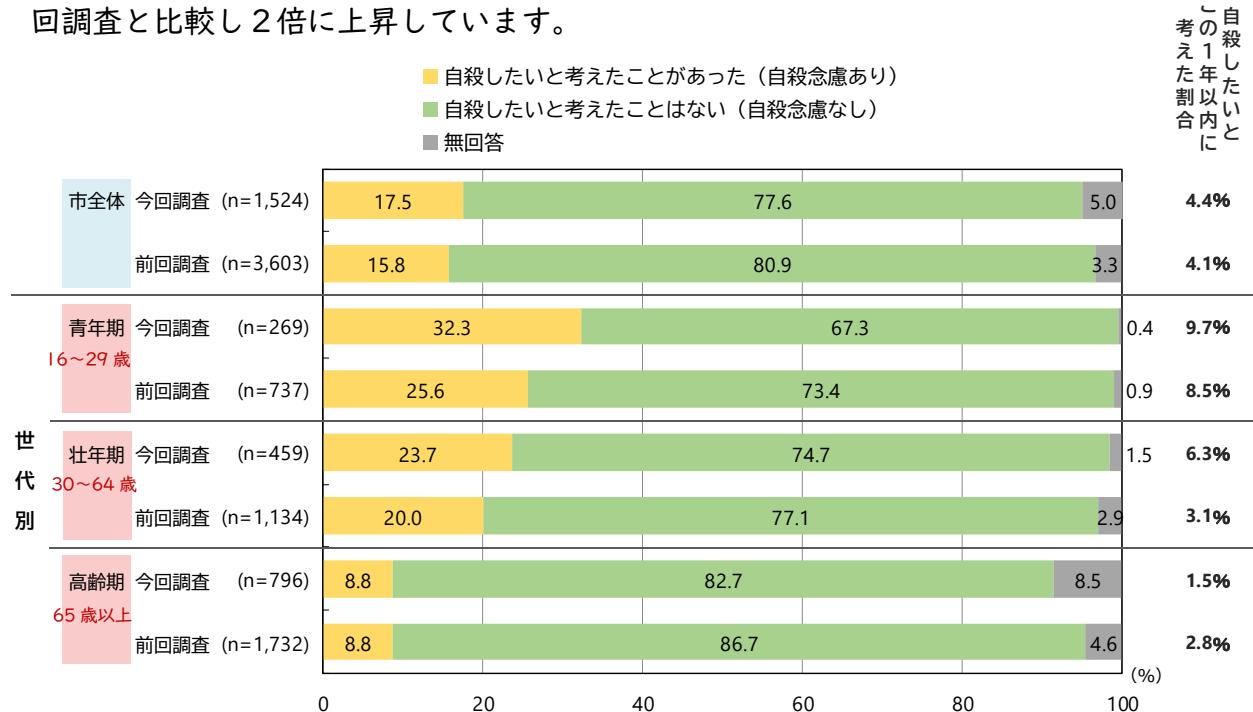
市全体集計／世代別集計*

※青年期（16歳～29歳）、壮年期（30歳～64歳）、高齢期（65歳以上）の3区分での集計。以下同じ

これまで自殺したいと考えたことの有無について、市全体の17.5%が「考えたことがあった（＝自殺念慮あり）」と回答しています。このうち、調査時点から数えて1年以内に考えたことがあった割合は、4.4%となっています。

前回調査と比較すると、「自殺念慮あり」は1.7ポイント上昇、このうち1年以内に考えたことがあった割合も、わずかに上昇がみられます。

世代別にみると、「自殺念慮あり」は青年期で32.3%と3割以上、壮年期も23.7%と2割以上となっており、壮年期においては、1年以内に考えたことがあった割合が前回調査と比較し2倍に上昇しています。



第2章 いわき市の自殺の現状

性・年齢（10歳階級）別集計

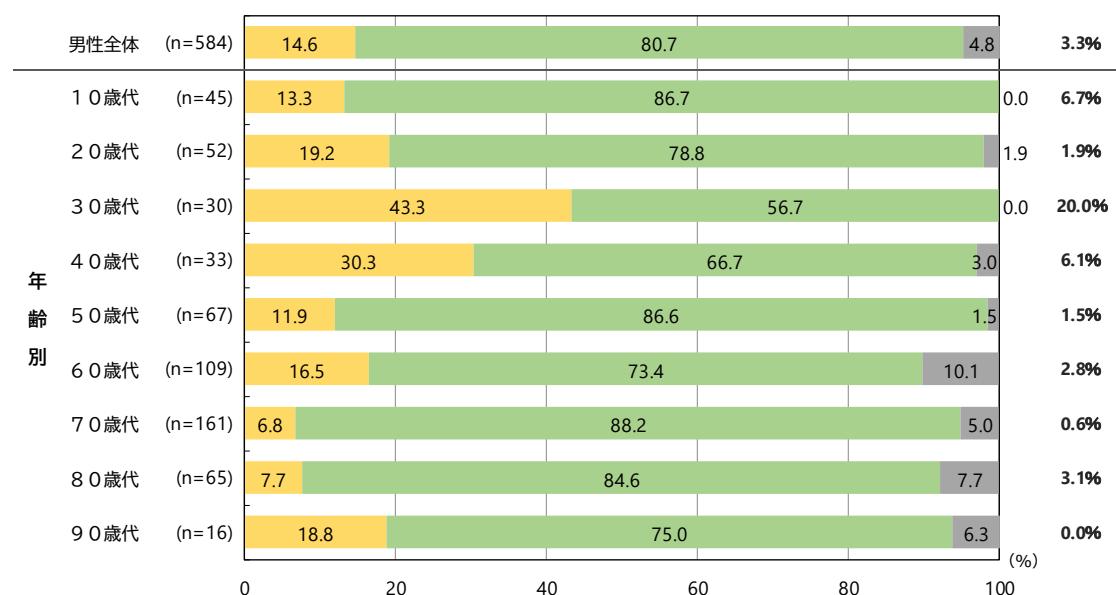
これまで自殺したいと考えたことの有無について性・年齢別にみると、男性では「30～40歳代」で「自殺念慮あり」の割合が高く、特に「30歳代」では「自殺念慮あり」の43.3%のうち、約半数の20.0%が、1年以内に自殺を考えたことがあったと回答しています。

一方、女性では「20歳代」で「自殺念慮あり」が5割超と高くなっています。また、「10歳代」および「30～50歳代」においても「自殺念慮あり」が約2～3割と高く、「30歳代」では「自殺念慮あり」の32.6%のうち、その半数以上の18.6%が1年以内に自殺を考えたことがあったと回答しています。

【男性】

■自殺したいと考えたことがあった（自殺念慮あり）
■自殺したいと考えたことはない（自殺念慮なし）
■無回答

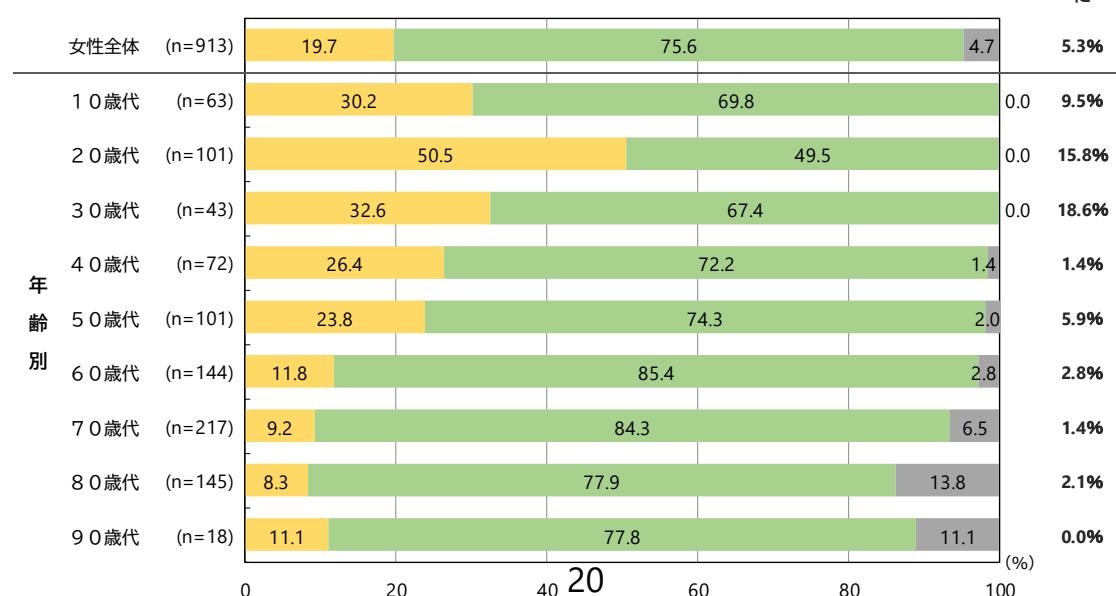
この
考
え
た
年
た
割
以
い
合
内
と
に



【女性】

■自殺したいと考えたことがある（自殺念慮あり）
■自殺したいと考えたことはない（自殺念慮なし）
■無回答

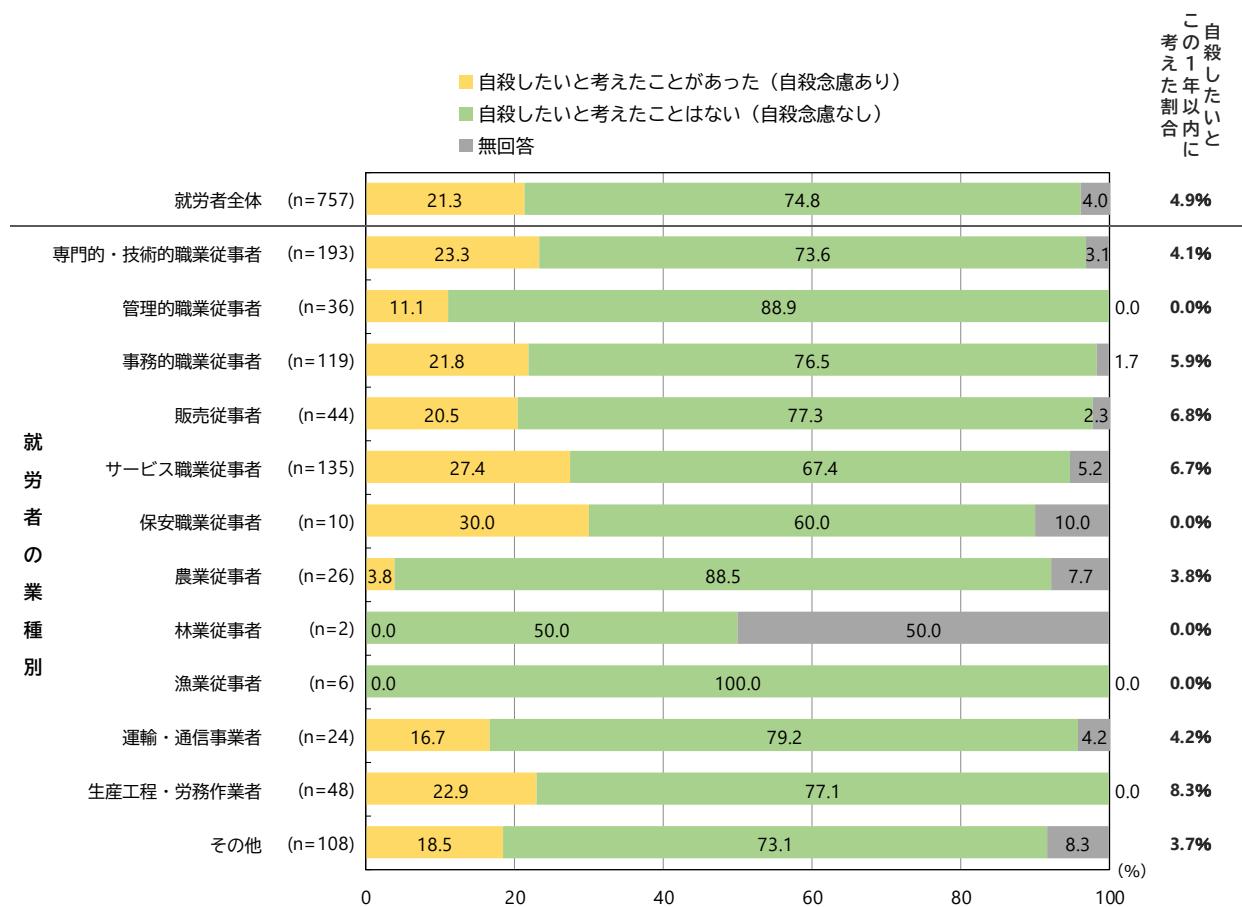
この
考
え
た
年
た
割
以
い
合
内
と
に



就労者の業種別集計※

※市全体の回答者 (n=1,524) のうち、現在就労している方 (n=757) の回答を集計

これまで自殺念慮の有無について就労者の業種別にみると、「自殺念慮あり」は専門的・技術的職業従事者、事務的職業従事者、販売従事者、サービス職業従事者、生産工程・労務作業者で20%を超えています。



※保安職業従事者も20%を超えていますが、回答者数 (n) が少數のため、文章中で言及していません

(2) 自殺念慮の理由 ※「自殺念慮あり」の方のみ回答

市全体集計／年齢（10歳階級）別集計／性別集計／家族構成別集計

自殺したいと考えた理由については、市全体では「家庭問題」が35.0%と最も高く、次いで「勤務問題」が25.9%、「健康問題」が23.3%となっています。

年齢別にみると、10歳代および20歳代では「学校問題」が他の年代に比べ高くなっています。このほか、20歳代～40歳代では「勤務問題」が、50歳代では「家庭問題」が、60歳代では「経済・生活問題」がそれぞれ他の年代に比べ高く、年代によって自殺念慮の理由に異なる傾向があることが伺えます。

性別にみると、男性では「勤務問題」、「経済・生活問題」が女性に比べやや高い一方、女性では「家庭問題」、「学校問題」が男性に比べ高く、特に「家庭問題」では男性に比べ約27ポイントと高く、大きな差がみられます。

家族構成別にみると、一人暮らし世帯および夫婦2人世帯では「勤務問題」が最も高くなっていますが、2世代世帯および3世代世帯では「家庭問題」が最も高くなっています。

		n	家庭問題	勤務問題	健康問題	経済・生活問題	学校問題	男女関係問題	その他	無回答	(%)
市全体		266	35.0	25.9	23.3	21.1	18.0	11.7	10.5	1.5	
年齢別	10歳代	25	40.0	4.0	28.0	4.0	56.0	8.0	12.0	0.0	
	20歳代	61	26.2	41.0	16.4	18.0	34.4	23.0	9.8	0.0	
	30歳代	27	40.7	44.4	14.8	22.2	14.8	11.1	14.8	0.0	
	40歳代	29	37.9	44.8	20.7	17.2	20.7	10.3	20.7	0.0	
	50歳代	32	50.0	21.9	25.0	12.5	6.3	18.8	0.0	0.0	
	60歳代	35	34.3	22.9	22.9	42.9	2.9	0.0	2.9	0.0	
	70歳代	31	32.3	9.7	29.0	29.0	0.0	0.0	12.9	3.2	
	80歳代	17	35.3	0.0	47.1	17.6	0.0	11.8	17.6	5.9	
	90歳代	5	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	
性別	男性	85	16.5	32.9	20.0	29.4	8.2	10.6	18.8	0.0	
	女性	180	43.9	22.8	25.0	17.2	22.8	12.2	6.7	1.7	
家族構成別	一人暮らし	38	23.7	31.6	26.3	18.4	13.2	23.7	13.2	2.6	
	夫婦2人	44	27.3	31.8	18.2	27.3	11.4	4.5	4.5	2.3	
	2世代（親・子）	147	41.5	23.1	24.5	21.1	19.0	9.5	12.2	0.7	
	3世代（親・子・祖父母）以上	30	36.7	23.3	16.7	16.7	33.3	13.3	6.7	0.0	
	その他	5	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	

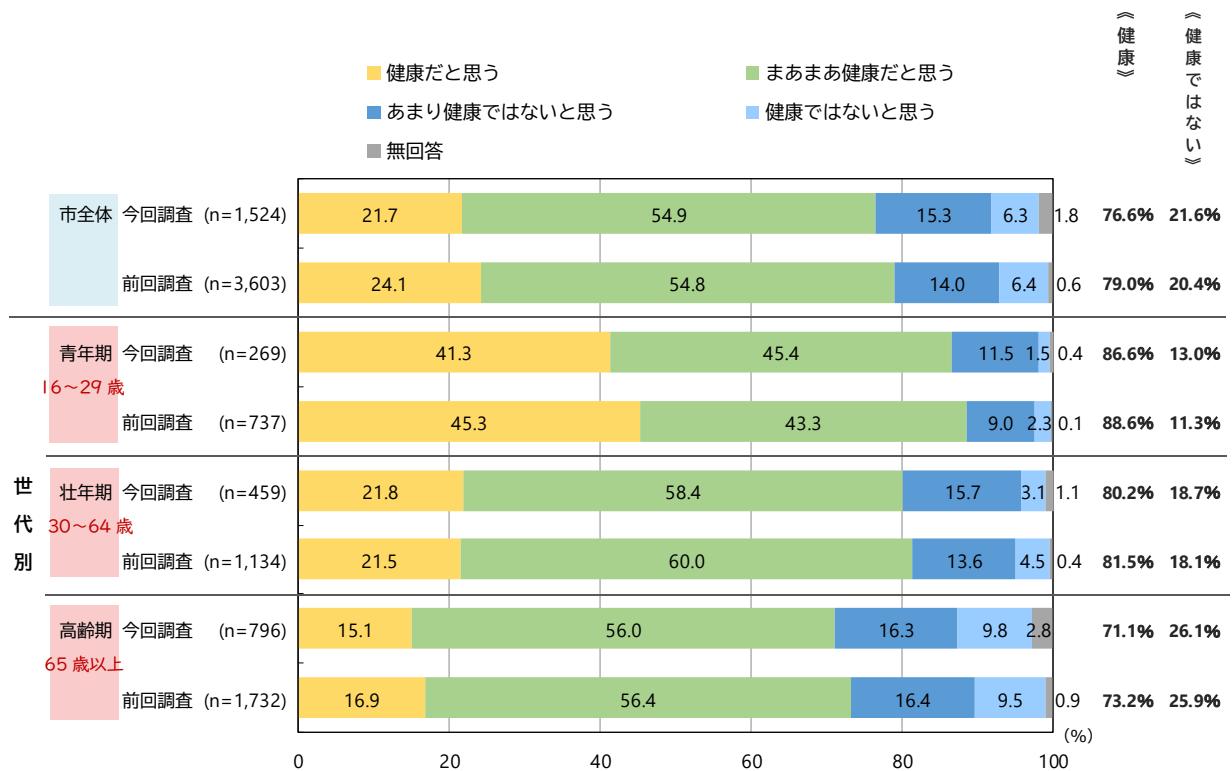
※年齢別の「80歳代」など、回答者数（n）が少數の場合は、文章中で言及していません

(3) 現在の健康状態

市全体集計／世代別集計

現在の健康状態について、市全体では《健康》との回答が76.6%、《健康ではない》との回答が21.6%となっており、前回調査と比較すると《健康》が微減しています。

世代別にみると、《健康》は青年期で86.6%と高く、世代が上がるにつれて回答割合が低くなっていますが、いずれの世代でも前回調査から《健康》が微減しています。



※グラフ右の値は以下のとおり回答割合を合算したもの

《健康》：「健康だと思う」 + 「まあまあ健康だと思う」

《健康ではない》：「あまり健康ではないと思う」 + 「健康ではないと思う」

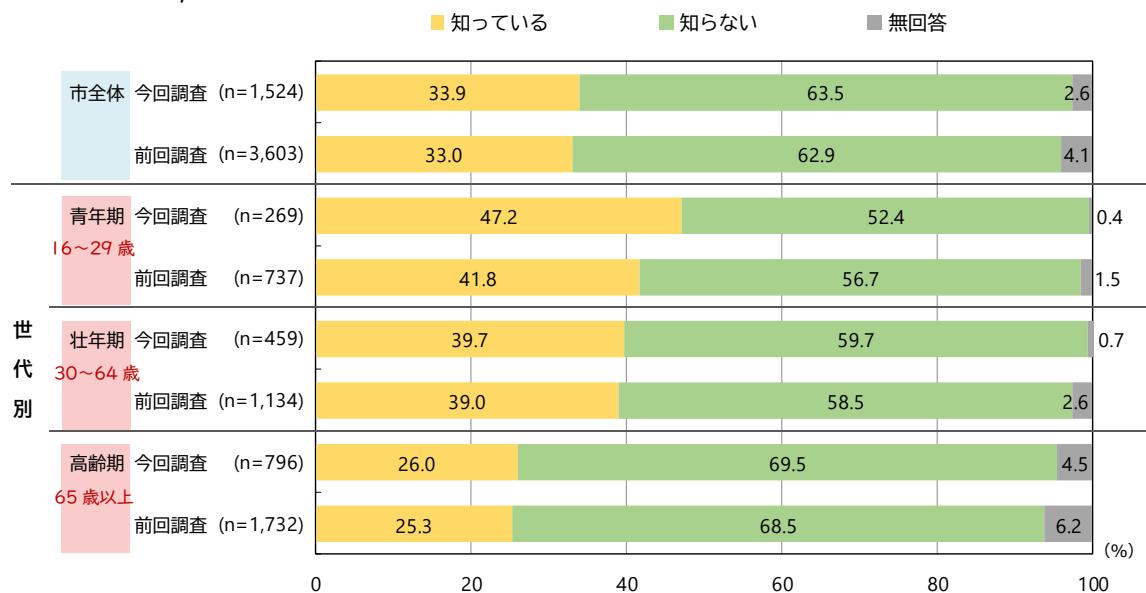
なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

(4) こころの健康や病気の相談窓口の認知状況

市全体集計／世代別集計

こころの健康や病気の相談窓口について、市全体では「知っている」は33.9%と、約1/3程度にとどまっており、前回調査と同程度の回答割合となっています。

世代別にみると、青年期では「知っている」が47.2%と他の世代に比べ高く、前回調査と比較しても約5ポイント上昇しています。一方、高齢期では「知っている」が26.0%と約1/4程度にとどまっています。

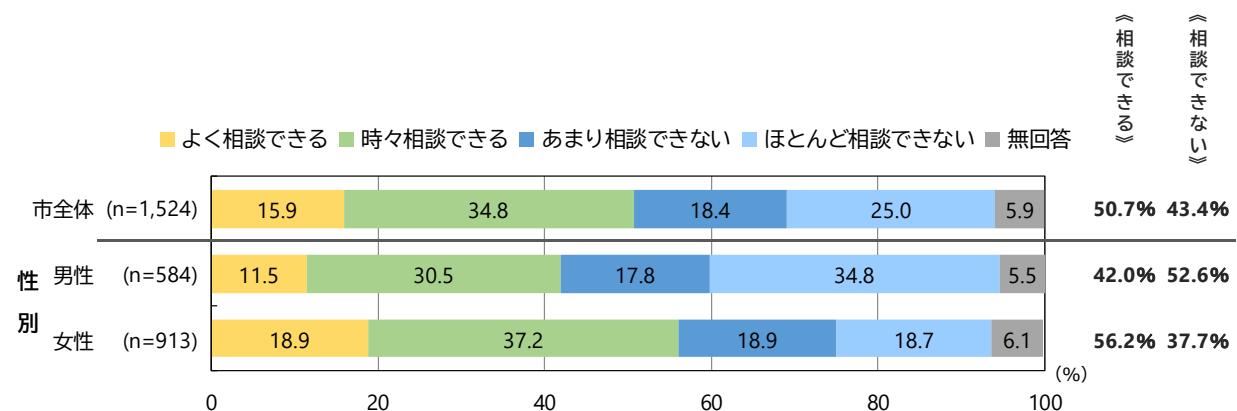


(5) ストレスや健康上の悩みの相談ができるか

市全体集計／性別集計

ストレスや健康上の悩みの相談ができるかについて、市全体では《相談できる》が50.7%と約5割である一方、《相談できない》も43.4%みられます。

性別にみると、男性の《相談できる》が4割程度と女性に比べ低く、男性の方がストレスや健康上の悩みについて一人で抱え込む傾向があることがうかがえます。



※グラフ右の値は以下のとおり回答割合を合算したもの

《相談できる》：「よく相談できる」 + 「時々相談できる」 《相談できない》：「あまり相談できない」 + 「ほとんど相談できない」
 ※四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

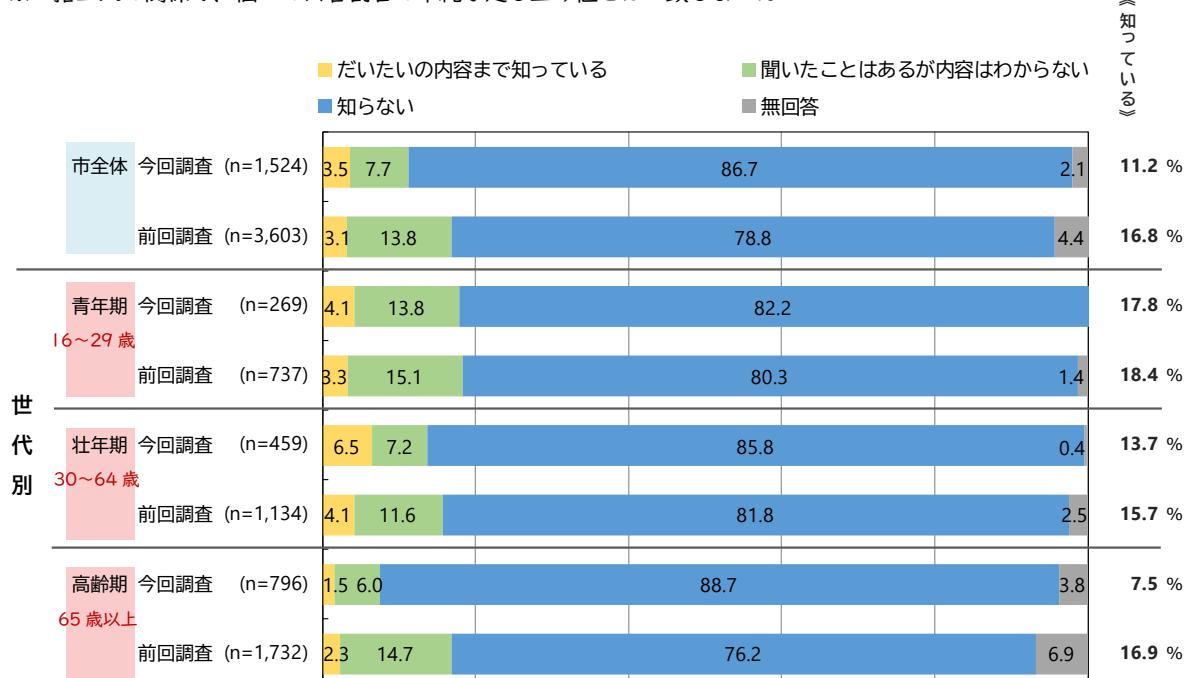
(6) 「ゲートキーパー」の認知度

市全体集計

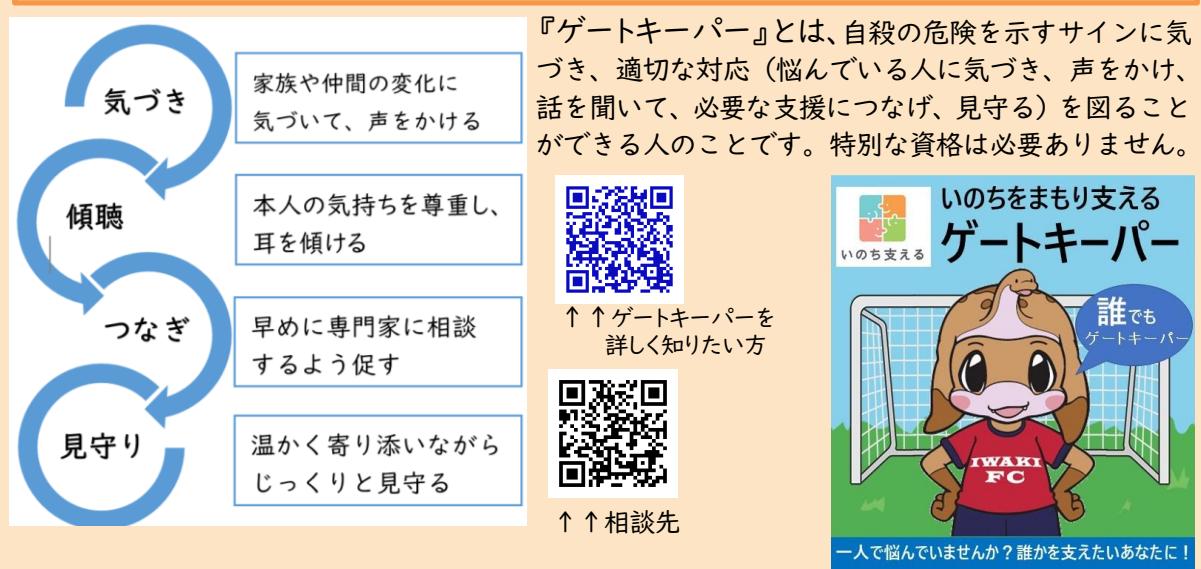
ゲートキーパーについて、「だいたいの内容まで知っている」は市全体の3.5%であり、「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた、ゲートキーパーの言葉を《知っている》割合は11.2%と1割程度にとどまり、前回調査の16.8%*から認知度の低下がみられます。

世代別にみると、《言葉を知っている》割合は青年期で17.8%*、壮年期で13.7%となり、どちらも前回調査と同程度の回答割合となっています。一方、高齢期では7.5%と1割を下回り、前回調査の16.9%*から9ポイント以上低下しています。

*四捨五入の関係で、個々の回答割合の単純な足し上げ値とは一致しません



【コラム】知りたい欲しい『ゲートキーパー』



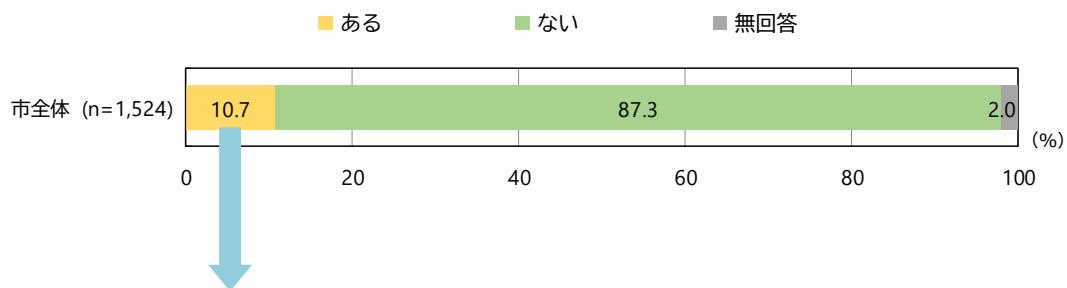
(7) 「自殺したい」と打ち明けられたり相談された場合の行動

市全体集計

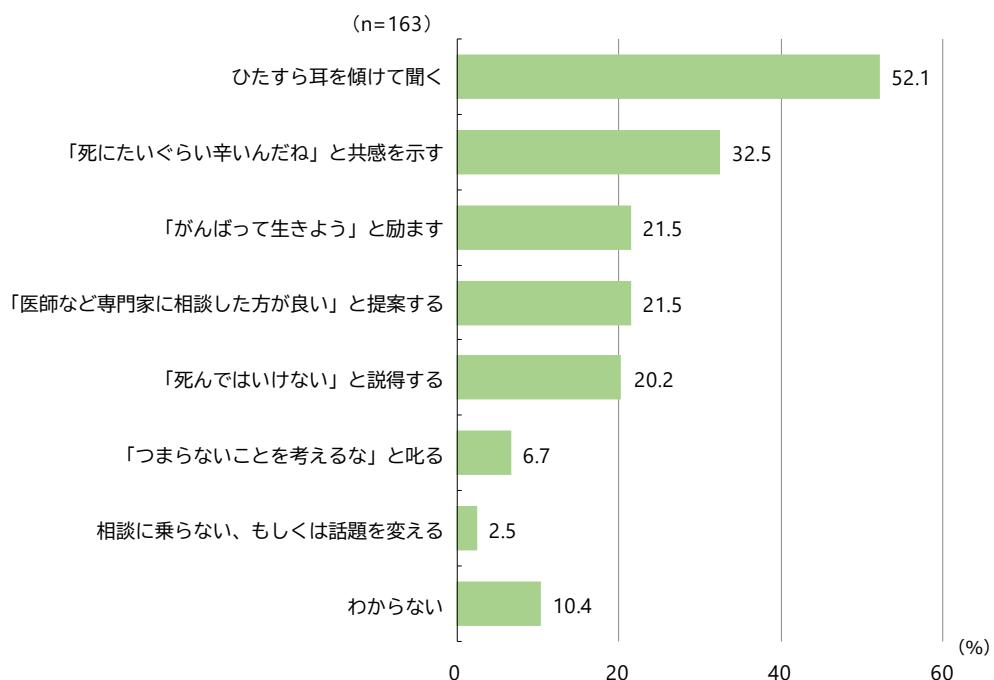
身近な方から「自殺したい」と打ち明けられたり相談されたりしたことが「ある」は、市全体の10.7%となっています。「ある」場合に、どのような行動をとるかを尋ねたところ、「ひたすら耳を傾けて聞く」が52.1%と最も高く、次いで「死にたいぐらい辛いんだね」と共感を示す」が32.5%となっています。

一方、「がんばって生きよう」と励ます」(21.5%)、「死んではいけない」と説得する」(20.2%)、「つまらないことを考えるな」と叱る」(6.7%)など、自殺を相談された際に避けた方が良い行動に対する回答もみられます。

【「自殺したい」と打ち明けられたり相談されたりしたこと】



【その際にとる行動】

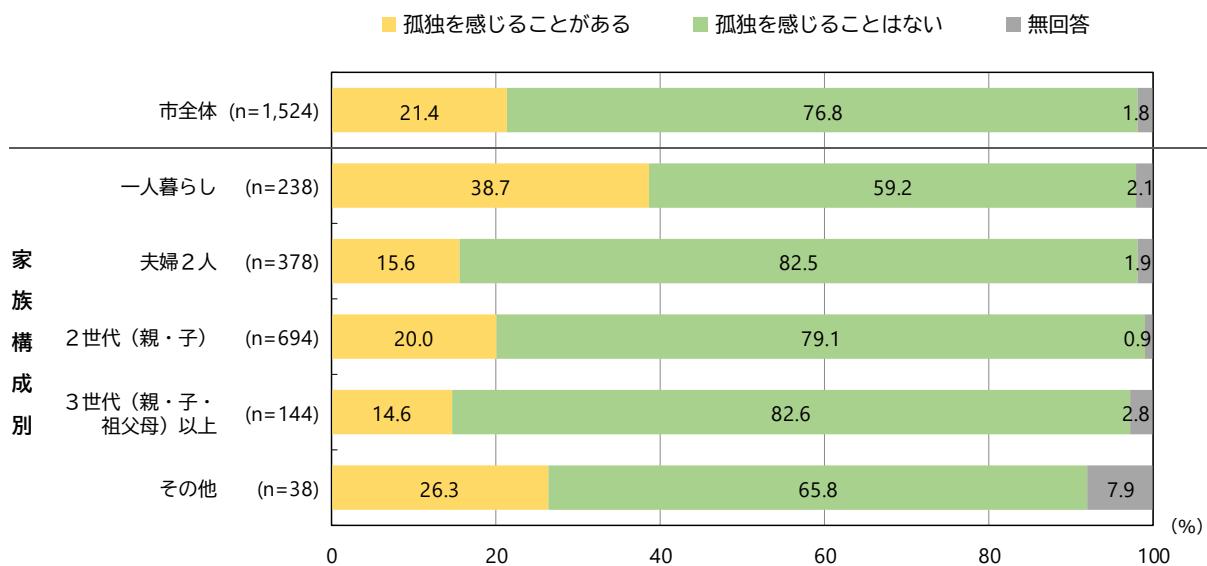


(8) 孤独を感じることはあるか

市全体集計／家族構成別集計

調査時点から数えてここ2～3か月以内で「孤独を感じることがある」が21.4%、「孤独を感じることはない」が76.8%となっています。

家族構成別にみると、「孤独を感じることがある」は一人暮らし世帯で約4割と他の世帯に比べて高くなっていますが、同居人がいる世帯（夫婦2人、2世代・3世代以上世帯）においても、約1.5～2割ほどは「孤独を感じことがある」と回答しています。

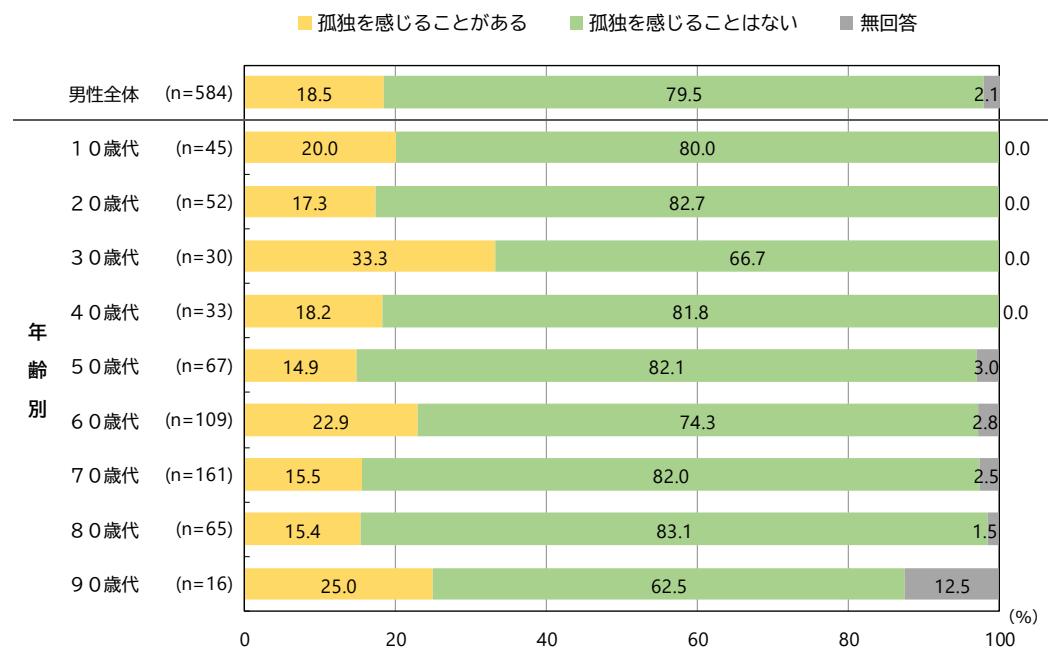


性・年齢（10歳階級）別集計

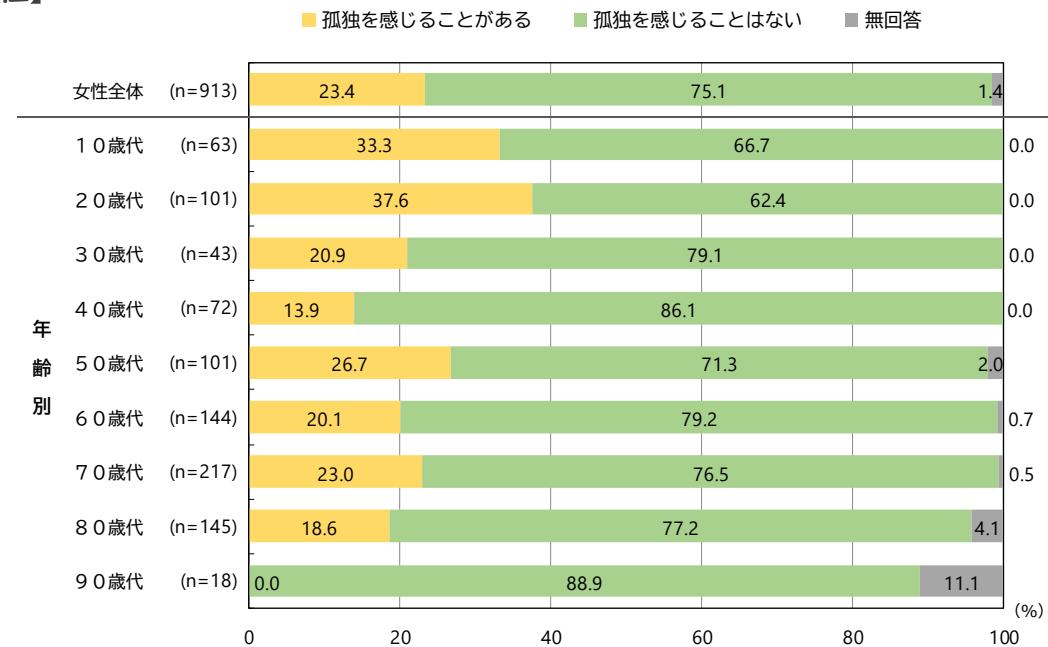
孤独を感じことがあるかについて性・年齢別にみると、男性では30歳代で「孤独を感じことがある」が3割以上と高くなっています。

一方、女性では10～20歳代の若い年代において、「孤独を感じことがある」が約3～4割弱と高くなっています。

【男 性】



【女 性】



4 第1次計画における評価指標の達成状況[A10]

第[A11] 1次計画の評価指標の令和4年度時点での達成状況は以下の通りです。

基本施策	評価指標	基準値	第1次計画での目標値	実績値	評価
		平成29年度	令和5年度	令和4年度	
1 地域におけるネットワークの強化	(1)いわき市保健医療審議会自殺対策協議部会の開催	—	1回以上	2回	達成
	(2)いわき市自殺対策庁内連絡会の開催	1回	1回以上	2回	達成
2 自殺対策を支える人材の育成	(1)ゲートキーパー養成講座受講者数	334名	534名	799名	達成
	(2)ゲートキーパー研修受講者のうち、「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合(%) (ゲートキーパー研修受講時アンケート)	90%	100%	100%	達成
3 市民・企業等への啓発と周知	(1)電話・来所・文書等による相談件数(延件数/年)	①うつ関係	157件	200件	460件
		②自殺関係	86件	110件	108件
	(2)自殺対策の取組みの認知度(市民アンケート)	①相談窓口の認知度	33.0%	50%	33.9%
		②「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合	16.8%	30%	11.2%
4 生きることへの促進要因への支援	(1)「健康である」「まあまあ健康である」と答える人の割合(市民アンケート)	79.0%	90%	76.6%	未達成
	(2)この1年以内に「自殺したいと思った事がある」人の割合(市民アンケート)	4.1%	0%	4.4%	未達成
5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育	(1)若年層向け自殺予防講演会の受講者のうち、「SOSを出すことの必要性について理解できた」と回答した人の割合(%)	75%	85%	91%	達成

第2章 いわき市の自殺の現状

重点施策については、「高齢者（60歳以上）の自殺者数」は目標値よりも自殺者数が少なくなりましたが、「働き世代（20～59歳）の男性の自殺者数」および「若者（20歳未満）の自殺者数」は目標値よりも自殺者数が多くなっています。

重点施策	評価項目	基準値	第1次計画での目標値	実績値	評価
		平成24年～28年の平均値	令和5年	令和4年	
1 高齢者	高齢者（60歳以上）の自殺者数	32人	10人以上の減少	20人	目標値よりも自殺者数が少ない
2 働き盛り世代の男性	働き世代（20～59歳）の男性の自殺者数	28.4人	10人以上の減少	38人	目標値よりも自殺者数が多い
3 20歳未満の若者	若者（20歳未満）の自殺者数	2.6人	0人	2人	目標値よりも自殺者数が多い

※上記はいずれも、自殺統計による数値

第3章

いわき市の自殺対策における取組み

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

1 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる事業や施策を実施することで、総合的に推進します。

自殺は、「誰にでも起こり得る危機」であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。[A12]

自殺対策計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本計画では、以下の6点を自殺対策における「基本方針」と定めます。

01

生きることの包括的な支援として推進

- 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は「生きることの阻害要因（=自殺のリスク要因）」を抑制する取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増大する取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクの低下を推進することが必要です。これらの取組みにより、自殺予防や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく「生きる支援」に関するあらゆる取組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

自殺のリスクが高まるとき

生きることの 促進要因

- 将来の夢
- 家族や友人との信頼関係
- やりがいのある仕事や趣味
- 経済的な安定
- ライフスキル（問題対処能力）
- 信仰
- 社会や地域に対する信頼感
- 楽しかった過去の思い出
- 自己肯定感

生きることの 阻害要因

- 将来への不安や絶望
- 失業や不安定雇用
- 過重労働
- 債金や貧困
- 家族や周囲からの虐待、いじめ
- 病気、介護疲れ
- 社会や地域に対する不信感
- 孤独
- 役割喪失感

02

関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

●様々な分野の生きる施策との連携を強化する

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点に加えて、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。現在、自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティー、[大規模災害\[A13\]](#)による避難生活等、関連分野においても同様の取組みが展開されており、取組みを推進するために、関連する各分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

●地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携

●精神保健医療福祉施策や孤独・孤立対策との連携

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の[\[A14\]](#)実施など「地域共生社会」の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度等との連携推進、精神科医療・保健・福祉等の各施策との連動性の向上等による誰もが適切な精神保健福祉医療サービスを利用できる環境整備や孤独・孤立対策との連携を図る取組みが重要です。

●子ども・若者対策との連携

全国の小中学生の自殺者数は増加傾向にあり、令和4年は年間514人と過去最多となりました。現時点において本市の子どもの自殺者数は増加傾向はないものの、10歳代から30歳代では、死因の第1位が「自殺」となっていることから、このことを重く受け止め、子どもが自ら命を絶つようなことのない社会をつくるため、子ども・若者対策と連携し、自殺対策を強力に推進する必要があります。

03

対応の段階に応じた、レベルごとの対策の効果的な連動

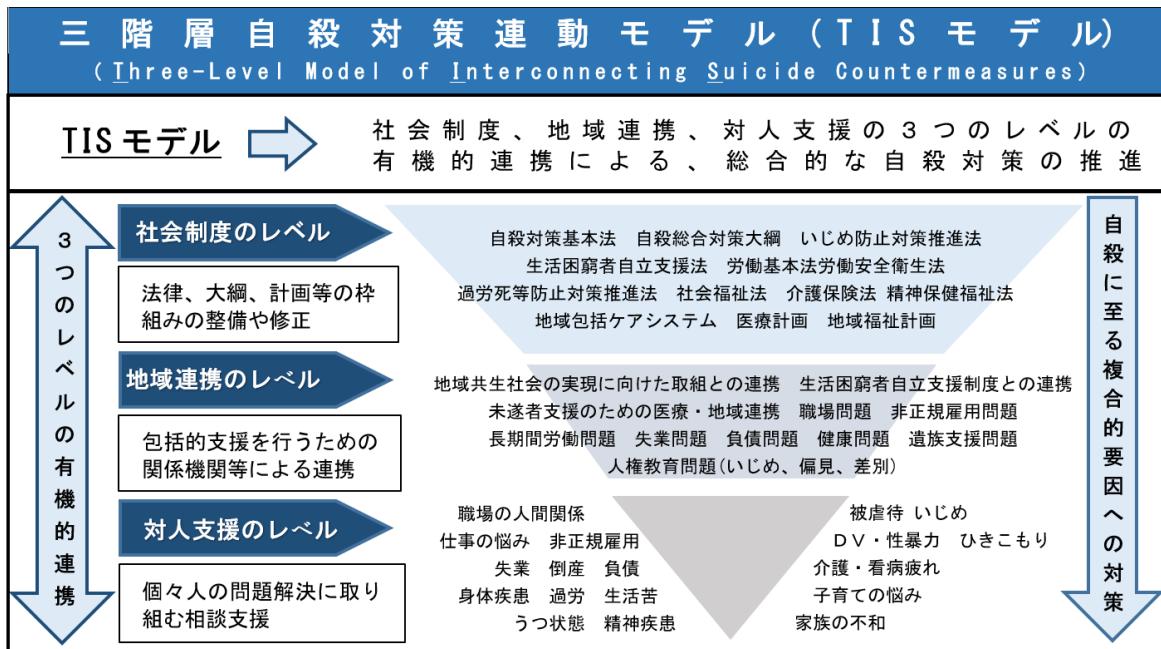
●対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

自殺対策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けられます。社会全体の自殺リスクの低下に向けて、関係機関等が連携しながら各レベルにおける取組みを強力かつ総合的に推進することが必要です。

●事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる

●自殺の事前対応の更に前段階での取組みを推進する

時系列的な対応として「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」の各段階において、施策を講じる必要があり、「自殺の事前対応の、更に前の段階での取組み」として、学校等における児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進、SOSに「気づく」「まもる」側の教職員や保護者等を対象とした教育・啓発の実施も重要です。



三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料に基づき作成）

04 実践と啓発を両輪として推進

●自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うとともに、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動・教育活動の取組みを推進することが重要です。

●自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みを推進する

自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等への支援の妨げ等にもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

05 関係者の役割の明確化と、関係者間における連携・協働の推進

行政には「地域の状況に応じた施策を策定し実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域社会や市民には「自殺は社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが必要です。

06 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

行政や民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む必要があります。

3 施策体系

本計画では、基本理念、基本方針に沿って、5つの基本施策と3つの重点施策を柱に、自殺対策に資する取組みを推進していきます。

「基本施策」…地域自殺対策計画の円滑な策定を支援するために、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての地方公共団体が取り組むことが望ましいとされた、地域で自殺対策を進めていく上で欠かすことのできない基盤的な取組。

「重点施策」…自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」により、本市が重点的に力を入れて取り組むべき対象への取組。

さ[A15]らに、現在行われている様々な事業を自殺対策と連携し推進するための「生きる支援関連施策」について一覧で掲載しています。

基本
施
策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- ① 「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」の開催
- ② 個別の支援団体との連携強化及び自殺関連活動の実施支援
- ③ こころを通わせ合える人間関係・地域社会の構築支援

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- ① 様々な職種を対象とする研修の実施
- ② 一般市民に対する研修
- ③ 自殺対策従事者等支援者への支援

基本施策3 市民・企業等への啓発と周知

- ① こころの健康づくり・自殺に関する正しい知識の普及啓発
- ② 多様な手段を活用した情報発信の推進
- ③ 就労者のメンタルヘルス対策と自殺予防の推進

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- ① 自殺リスクを抱える可能性のある市民の支援
- ② 自殺未遂者等への支援
- ③ 遺族等への支援
- ④ 被災者・避難者への支援
- ⑤ 女性の自殺対策の推進

基本施策5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

- ① SOS の出し方に関する教育の推進
- ② 子ども・若者への支援の充実

重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者に対する支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の予防

重点施策2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

- ① 相談支援・人材育成の推進
- ② 居場所づくりや生活支援の充実
- ③ 生活困窮者・失業者対策と自殺対策の連動

重点施策3 就労者を対象とした自殺対策の推進

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ② ハラスメント対策等の推進、長時間労働のは是正

4 基本施策

本計画における「基本施策」は、国が示した地域自殺対策施策パッケージを踏まえ、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な5つの施策を掲げるものとします。この中で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組み」の各段階での取組みを網羅しているほか、地域の将来を担う子ども・若者の意識向上に向けた取組みを基本施策に含めるものとします。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策の推進に向けて、庁内関係部署の連携体制（庁内連絡会議）と合わせて、関係機関や地域社会等と連携して取り組んでいく体制づくりが重要です。
- 本市では、これまでにも、行政や医療機関、地域で活動する各専門職によって自殺リスクを抱えている人や遺族等へのケア・支援等を行ってきましたが、他の事業を含めて自殺リスクの低減に向けたネットワークの強化を進めていきます。

① 「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」の開催

本市における自殺対策（生きることの包括的支援）を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体等による「保健医療審議会 自殺対策協議部会」・「自殺対策庁内連絡会議」を定期的に開催し、本市や県、国の自殺対策の実施状況や統計情報の推移を検証します。

また、事業や活動の内容が自殺対策に有効であると判断できる部署や団体等に対して、協議部会への参加を働きかけ、連携体制の強化に努めます。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会	医療、福祉、教育、労働、経済、法律などの専門委員で構成される部会を開催し、自殺対策の意見交換等を行います。	地域保健課
いわき市自殺対策庁内 連絡会議	庁内の関係課長で構成される連絡会を設置し、組織横断的な連携の下で自殺対策の推進を図ります。	地域保健課

② 個別の支援団体との連携強化及び自殺関連活動の実施支援

高齢者や障がい者、児童生徒、生活困窮者等対象を明確にし、その対象の支援を目的として活動する団体等のうち、自殺対策に効果があると考えられる支援団体等に対して、連携強化を図るとともに、関連する活動に必要な制度・事例等の情報、地域情報の共有化を行い、「生きることの包括的支援」を行うための基盤を整えます。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
重層的支援体制整備事業	ひきこもりやいわゆる8050問題、ゴミ屋敷問題など、制度の狭間の問題に対し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。（令和6年度移行準備事業、令和7年度から本格実施）	保健福祉課
生活困窮者支援官民連携プラットフォーム	生活困窮者のセーフティネットの強化を目的にフードバンクやこども食堂、居場所づくりなどに取り組む地域の支援団体と行政等が参画する「プラットフォーム」を設置し、連携を図りながら困窮者支援を進めます。	保健福祉課
いわき見守りあんしんネット連絡会	高齢者・障がい者・子ども・女性等が地域から孤立することなく、地域で安心して暮らすことができるよう、市内の団体や事業者等に参加・協力を得て、見守り活動等を行うことにより、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図ります。	保健福祉課

② こころを通わせ合える人間関係・地域社会の構築支援

自殺リスクのある地域住民が、リスクが高くなる前に悩みを相談でき、地域の中でともに生き続けられるよう、地域共生社会の実現に向けたネットワークづくり等の取組みと一体的に、[A17]住民同士のこころが通じあう地域社会づくりを目指します。

そのため、年齢や家族の状況を問わず、多様な住民同士の交流の機会の確保を図ります。また、同じ悩みを持つ者同士の交流も促進します。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
地域ケア会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、高齢者支援について有用な知識の普及啓発などを行います。	地域包括ケア推進課
地域共生社会まちづくり事業	高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民等が主体となり他の模範となる先駆的な活動に対し補助金を助成します。	地域包括ケア推進課
住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が、主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図ります。	地域包括ケア推進課
つどいの場創出支援事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が創出されるよう、各地区にコーディネーターを設置します。	地域包括ケア推進課

□ 基本施策Ⅰ 目標

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
(1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会の開催	2回/年度	2回/年度
(2) いわき市自殺対策庁内連絡会議の開催	2回/年度	2回/年度

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- 地域のネットワークを構成する各団体には、その機能を支える人材が必要です。また、団体が将来的に活動を継続するためには、現在の活動だけではなく、今後の活動を支える人材の確保・育成が必要です。
- 地域での自殺対策の促進に向けて、様々な専門機関や団体の人材の確保・育成を支援するとともに、地域で活動する個人や市民一人ひとりを重要な担い手として育成するための取組みを推進します。

① 様々な職種を対象とする研修の実施

ア 市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

本市職員が、各窓口に来所する市民の様子や相談内容等から来所者本人や周囲の自殺リスクに気づき、当事者に寄り添った対応ができるよう、職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

また、定期的に自殺予防に関する研修・勉強会を開催し、職員のスキル向上を進めるとともに、市民だけではなく職員の自殺リスクに速やかに気づき、対応できる体制につなげていきます。

イ 民生・児童委員、教職員、保健医療福祉専門職等を対象にした研修の実施

高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者、就労問題等で悩みを抱えている地域住民の変化やリスクに気づき、適切な対応を行えるよう、市内各地で活動する民生・児童委員や教職員、保健医療福祉の専門職等を対象に、ゲートキーパー養成講座や研修会を実施します。

■ 主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座	市民一人ひとりがゲートキーパーを知り、身近な人への自殺予防への理解が進むよう、対象に合わせた講座を開催します。	地域保健課

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

② 一般市民に対する研修

ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をする役割を担います。本市では、これまでも「市役所出前講座」の一環として市民を対象にゲートキーパー養成講座を実施しておりますが、既存事業だけではなく、実施手法の幅を広げて、より多くの市民を対象とした研修を実施します。

■ 主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
市役所出前講座 「ゲートキーパー養成講座」	市民のこころの健康やゲートキーパーの理解を促進することを目的とした市役所出前講座「ゲートキーパー養成講座」を開催します。	地域保健課
公民館市民講座 「笑って吹き飛ばそう！ こころの健康講座」	高齢者学級や女性セミナーなどの公民館市民講座において、心身の健康に効果があるとされる「笑いヨガ」と併せてストレスとの付き合い方やゲートキーパーを学ぶ講座を開催します。	生涯学習課 地域保健課

③ 自殺対策従事者等支援者への支援

自殺対策従事者等への支援として、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者等のこころのケアも重要であり、自殺対策従事者等の心身の健康の維持するための取組みを推進します。また、支援に対するスーパーバイズを目的とした「心の健康相談」の活用など相談体制の充実に努めます。[A18]

■ 主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
自殺対策支援者向け研修会	自殺未遂や希死念慮等の相談に対応する支援者のためのこころのケアや資質向上のための研修会を開催します。	地域保健課
心の健康相談	支援者が自殺未遂者や精神疾患の患者等を支援する中で、支援に対し困難を抱えている場合、心の健康相談を活用し精神科医師や心理士による相談を行い、支援者を支援します。	地域保健課

□ 基本施策 2 目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
(1) ゲートキーパー養成講座 受講者数	112人/年度	200人以上/年度
(2) 自殺対策支援者向け研修の開催回数	1回/年度	1回以上/年度

基本施策3 市民・企業等への啓発と周知

- 「自殺」は誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った当事者の心情や背景が理解されにくい現状があります。自殺の危機に陥ったときは、遠慮なく助けを求めることができる意識の醸成を図るため、市民・企業等にこころの健康づくりや自殺に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 今後は、既存の情報発信に加え、多様な手法を活用し、市民に分かりやすく幅広い情報発信を推進します。また、行政だけでなく、医療や福祉、教育等の各機関・団体等による情報発信を支援し、市民全体の知識や意識の向上に努めます。

① こころの健康づくり・自殺に関する正しい知識の普及啓発[A19]

こころの健康づくりの正しい知識や、悩み・ストレスへの対処法、市内外の様々な相談窓口等の情報について、市広報紙やパンフレット・ポスター、カード等の作成・配布による周知啓発を行います。

自殺は誰にでも起こり得る危機であり、危機に陥った場合に助けを求めるができる意識の醸成を図るため、自殺予防週間（毎年9月10日～16日）、福島県自殺対策強化月間（毎年9月・3月）に合わせ、関係団体等と連携しながら、自殺やうつ病等についての正しい知識の普及啓発、相談窓口の情報提供を行う街頭キャンペーンを実施するなど自殺予防に関する[A20]啓発を行います。

■ 主な関連事業・関係団体等の取組

事業名	取組内容	担当課等
市役所出前講座 「ストレス・アルコールとの上手な付き合い方」など	こころの健康づくりに関する出前講座等あらゆる健康教育の機会を通して、こころの健康づくりやメンタルヘルス対策に関する普及啓発を行います。	地域保健課 各地区保健福祉センター
自殺予防講演会の開催	自殺対策や相談窓口の周知を図るため、若年層、働き盛り世代、女性向けなど対象者に合わせた自殺予防講演会を開催します。	地域保健課
自殺予防週間・自殺対策強化月間関連事業	総合保健福祉センター等において、こころの健康や自殺予防の啓発、総合図書館において、関連書籍等の情報提供、駅前や商業施設等において、自殺予防街頭キャンペーンを実施します。	地域保健課 いわき総合図書館
「ゲートキーパー養成講座」 【再掲】 「市民精神保健福祉講座」等	ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及啓発、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。	地域保健課 各地区保健福祉センター
講演会・相談会・家族会等	医療従事者や市民に対し、健康・メンタルヘルスケアの啓発活動を行う。	いわき市医師会

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

② [A21]多様な手段を活用した情報発信の推進[A22]

現在、市では広報紙や地区の回覧、集いの場における周知及びホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）等のWEB媒体、コミュニティFM等の多様な手段を活用し、情報発信を実施しています。

今後は、これらの事業の充実を図るとともに、啓発用リーフレットやこころの健康が損なわれたときの相談先など、誌面・電子・メディア等の多様な手段を活用し、幅広い情報の発信を推進します。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
自殺対策啓発動画配信 「こころの健康チャンネル」	多くの市民にこころの健康づくりやゲートキーパーなどの自殺予防に関する啓発を図るため、動画による情報発信をします。	地域保健課
タブレット端末を活用した相談窓口の周知	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した、相談窓口の周知を進めていきます。	学校教育課
SNSを活用した相談	国や県で実施しているLINEなどのSNSを活用した相談先の周知を図ります。	地域保健課

③ 就労者のメンタルヘルス対策と自殺予防の推進

職場におけるストレスや負担感等により、自殺リスクが高くならないよう、市内の企業に対して、その規模に関わらず、就業者へのメンタルヘルスケアや、自殺対策に努めるよう働きかけます。

また、経営者や管理職の立場からの相談の受け付けやハラスメント防止のための取組みの促進に努めます。

■主な関連事業・関係団体等の取組

事業名	取組内容	担当課/関係団体
労働相談	労働者の就労環境と生活の安定を図る「いわき市労働問題相談所」を設置し、就労に係る相談に対応します。	産業 ひとづくり課
いわき地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などにより、就労に向けた支援を行っています。	産業 ひとづくり課
働き盛り世代向け自殺予防講演会	健康経営にもつながる就業者へのメンタルヘルスケアやゲートキーパーの啓発を心理士等の専門職が出張し講座を開催します。	地域保健課
教職員の働き方改革事業	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進めます。	教育委員会 学校教育課
労働問題全般	労働基準法、労働安全衛生法に基づく法施行業務、労働補償業務を行います。	いわき労働基準監督署
働き方改革、ハラスメント防止	企業事業主に対し、働き方改革の適正実施についての働きかけや様々なハラスメントの防止やメンタルヘルスに係る啓発を行います。	ハローワーク
「健康経営」の推進 商工会議所広報発行	心身の健康促進に積極的に取り組む企業経営スタイルの啓発普及を図ります。企業の健康経営宣言を支援します。月1回会報を発行し広報・啓発を実施します。	いわき商工 会議所

□ 基本施策3 目標

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
自殺対策強化月間における啓発事業の実施	2回/年度	2回/年度
心の健康や病気に対する相談窓口を知っている割合 (%) (健康いわき21アンケート)	33.9%	50%
「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合 (%) (健康いわき21アンケート)	11.2%	30%

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- 自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。
- 今後は、自殺リスクを抱える可能性のある市民を対象に、相談対応による状況の把握から、それぞれの状況に応じた支援施策の推進を図ります。
- また、自殺未遂者、遺族を対象に、県や関係機関と連携を図りながら長期的な支援に努めます。

①自殺リスクを抱える可能性のある市民の支援

ア 自殺リスクの軽減に向けた相談体制の充実

市民の生活状況や相談内容、相談時の様子等から、日常生活の中の自殺リスクを見出し、それぞれの状況に応じた支援が行えるよう、担当職員の資質向上や相談しやすい体制構築など、相談体制の充実に努めます。

自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぎ、協働して、適切な支援を行うなど引き続き、効果的かつ効率的に施策を展開していきます。[A23]また、相談内容を具体的な支援につなげる仕組みの構築・充実に努めます。[A24]

■主な関連事業・関係団体等の取組

事業名	取組内容	担当課/関係団体
心の健康相談 【再掲】	精神科医師や心理士による相談を行い、不安の軽減を図るとともに、必要な支援・医療につなげます。	地域保健課
オンラインヘルスケア推進事業	スマートフォンなどからいつでも医師や薬剤師等に健康相談ができるヘルスケアアプリ「HE L P O」を活用し市民の健康増進を図ります。	健康づくり推進課
ヤングケアラー支援	社会的認知度の向上とヤングケアラーコーディネーターの設置等相談支援体制の整備を図り、対象者を早期に発見し支援につなげます。	こども家庭課
心の教室相談員設置事業	不登校やいじめ、問題行動等を未然に防止するため、県教育委員会のスクールカウンセラーが未設置の学校に対して相談員を設置します。	学校教育課
生活困窮者に対する自立相談支援事業	生活困窮者の経済的自立のみならず、生活や就労等の不安や悩みの相談を受け、支援者が寄り添い本人の状態に応じた自立を促します。	保健福祉課
いわき市多重債務無料法律相談会	福島県弁護士会と連携し、多重債務無料法律相談を定例的に開催します。また、12月は多重債務無料法律相談に併せ、心の健康相談と生活就労相談をワンストップで開催します。	消費生活センター
お悩み相談（求職者と仕事と生活のカウンセリング）	就職や生活、人間関係の悩みなどに臨床心理士による仕事と生活のカウンセリングコーナーを週2回設置し相談対応します。	ハローワーク

イ 支援の必要性に応じた、居場所づくりの推進

高齢者や子育てをしている保護者、ひきこもり等、社会的に孤立している市民等の居場所づくりや、虐待、DV等による被害者の支援として、緊急的な居場所の確保等、各対象の状況に応じた居場所づくりを推進します。なお、専門機関との連携により、個々の状況に応じた支援につながるよう努めます。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
子育て世代のための地域交流支援事業	育児不安の解消、民間支援者の育成及び虐待の未然防止等を目的として、専門家への相談、親同士の交流及びいわきネウボラの周知を行う交流会を開催します。	こどもみらい課
みんなの居場所づくり事業	ひきこもりや不登校等社会的孤立状態、複合的な課題を抱える市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供し、状況に応じて支援機関につなげます。	保健福祉課
ひきこもり家族教室	ひきこもりで悩みを抱える家族を対象に、ひきこもり当事者への対応を学び、家族同士で語り合う家族教室を開催します。	地域保健課
虐待予防	虐待やセルフネグレクトの予防、問題の解決に向け、関係機関が連携して対応します。	こども家庭課・介護保険課 保健福祉課・障がい福祉課 地域包括ケア推進課・権利擁護・成年後見センター
DV被害者等の自立を支援する環境の整備	被害者の安全確保を図るため、市内で活動する団体と連携し、避難の場となるシェルターの充実・強化に努めます。	こども家庭課[A25]

ウ 適切な保健・福祉・医療サービス等の利用支援

要介護認定者や障がい者、妊産婦、子育て世帯、難病患者等公的な保健福祉・医療サービス等が必要な市民を対象に、当事者や家族へのケアで心身に疲労を感じている市民の負担軽減のため、関連分野の保健福祉施策等を中心とした多様な施策・事業を実施します。

なお、個々の状況に応じた適切なサービス利用促進に向けて、当事者や家族の状況を的確に把握するほか、潜在的な対象者をアウトリーチ的手法によって見出すよう努めます。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠・出産・育児期に心身の不調等により子どもの養育等に支障があり、養育支援が特に必要な家庭に対し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	こども家庭課
障害者相談支援事業	地域において障がいのある方が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、各種サービスの内容の充実及び提供体制の整備を図ります。	障がい福祉課
精神保健福祉関係職員研修	精神保健福祉関係職員の資質向上を図るための研修会を通じて、市民が適切な精神保健医療福祉サービスが受けられるようつなぐ支援等の連携体制を推進します。	地域保健課

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

ひきこもり アウトリーチ事業	こころの不調等を理由にひきこもり状態にある方及び家族を対象に心理士及び保健師によるアトリーチ訪問支援を行います。	地域保健課
ひきこもり 専門相談	ひきこもりや発達障がいに関する悩みについて本人及び家族の不安の軽減を目的に心理士が個別相談を実施します。	地域保健課

エ 多様性への理解促進、地域共生社会の実現に向けた取組み

多様性への理解を深めることは、孤立を感じることのない社会の実現のために重要です。地域共生社会の実現のために、研修会や講座を通じて、一人ひとりの 人権の尊重や多様性への理解に関する普及啓発に努めます。[A26]

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
多様性に対する理解の促進	多様性を認め合い自分らしく生きられるよう、人権や性的マイノリティなどの理解促進を図ります。	男女共同・多文化共生センター

② 自殺未遂者等への支援

自殺未遂者は再度の自殺企図のおそれがあり自殺のリスクが高いとされることから、県の協力のもと、救急医療機関と精神科医療機関が連携を図り、本人や家族に対し適切な医療・相談支援につなげる体制の構築に努めます。

また、保健医療福祉等と精神科医療機関との連携強化を図るための研修会等を通じて、適切な精神保健医療福祉サービスや相談窓口につなげるための連携体制の構築を推進します。

自殺未遂者の家族や地域社会において、自殺未遂が及ぼす影響を考慮し、精神面の支援を行うとともに、当事者のこころに寄り添えるよう、啓発や相談対応を行います。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
精神保健福祉相談・訪問指導	うつ、希死念慮のある市民の相談を保健師等が隨時対応し、必要に応じて専門医療機関や関係機関と連携し、相談及び訪問支援を行います。	地域保健課 各地区保健福祉センター
精神保健福祉関係職員研修【再掲】	自殺未遂者の支援者である保健医療福祉等の関係職員と精神科医療機関との連携強化を図るための研修会を開催します。	地域保健課

③ 遺族等への支援

遺族を対象に、専門機関や支援団体、地域社会と連携し、その状況に応じた精神面での支援を行います。

■主な関連事業・関係団体等の取組[A27]

事業名	取組内容	担当課/関係団体
精神保健福祉相談・訪問指導【再掲】	遺族等からの相談を保健師等が随時対応し、必要に応じて専門医療機関や関係機関と連携し、こころのケアや相談を行います。	地域保健課 各地区保健福祉センター
遺族のための分かち合いの集い 『いちばん星の会』	家族を失った悲しみや苦しみなど抱える思いを自由に語る場を提供し、後追い自殺の抑止と社会生活への復帰を支援します。 (死因は不問)	いわきグリーフケア協会

④ 被災者・避難者への支援

被災者の生活上の不安や悩みに対する相談に対し、こころのケアと生活再建支援との連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かなこころのケアを実施します。

また、大規模災害時においては、専門機関や支援団体等と協力し、その状況に応じた相談対応や支援を行います。

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
災害時のメンタルヘルス	被災・避難等で生じる不眠や不安等、こころのケアが必要な方に対し、こころのケアチームによる訪問支援等を実施します。 また、災害時のメンタルヘルスに関する普及啓発を行います。	地域保健課

⑤ 女性の自殺対策の推進

女性が抱えている様々な困難・課題を相談できる体制を強化し、多様かつ複雑な健康問題に対応していくために、関係部署、関係機関と連携した取り組みを推進します。

ア 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し支援を進めます。また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査や訪問事業等で心身の健康状態や生活環境の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化します。

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

■主な関連事業

事業名	取組内容	担当課等
いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待や産後うつの早期発見に努めるため生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。	こども家庭課
妊産婦健康診査	産後うつの予防等を図るため、産後2週間・1か月の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備しています。	こども家庭課
産前・産後ヘルパー派遣事業【再掲】	妊娠・出産・育児期に心身の不調等により子どもの養育等に支障があり、養育支援が特に必要な家庭に対し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	こども家庭課

イ 困難な問題を抱える女性への支援

やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援や母子家庭の母等を対象にきめ細やかな就職支援との連携を図ります。

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、女性相談員等の関係機関と民間支援団体が連携し支援の取組みを進めます。

■主な関連事業・関係団体等の取組

事業名	取組内容	担当課/関係団体
女性向け自殺予防講演会	仕事や育児・介護の両立問題、家族関係、雇用問題など女性特有のメンタルヘルスの支援強化を目的に女性向け自殺予防講演会を開催します。	地域保健課
女性相談	社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題について相談を受け、指導・助言を行います。	こども家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等に対し、資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。	こども家庭課
母子家庭の母等に対する支援	毎年8月に市の出先機関に出張し就職を希望する母子家庭の母等に対する職業相談を行うことにより就職支援を図ります。	ハローワーク
女性と若者に向けたストレスケア相談事業（福島県受託事業）	女性や若者に生じやすい悩み（夫婦関係・DV・妊娠出産・更年期、就職、人間関係など）について、専門職によるストレスケアを目的とした相談会を実施します。	福島県精神保健福祉士会いわき支部

□基本施策4 目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
(1) 「健康である」「まあまあ健康である」と答える人の割合 (%) (健康いわき21アンケート)	76.6%	90%
(2) この1年以内に「自殺したいと思った事がある」人の割合 (%) (健康いわき21アンケート)	4.4%	0%

基本施策5 子ども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

- 本市の10歳代から30歳代の死因の第1位は自殺であり、市民アンケートの結果においても、これまで自殺したいと考えたことがあったと答えた若者（16～29歳）の割合は3割を占め、約10人に1人は1年以内に自殺したいと考えたことがあったと回答。生きる不安を抱える若者の置かれている状況に応じた支援が必要です。
 - 「生きることの包括的な支援」として、個々の状況に応じた多様な生き方の容認に向けた啓発や年齢を問わず命の重要性を啓発する取り組みに努めます。
- 一人ひとりへの命の大切さ・尊さ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、家庭、学校、地域が連携して子ども・若者を守る仕組みづくりが鍵となります。
- これらの考え方は、いわき市「いのちを育む教育」の指針における「子どもたちの生きる力を育てる」という考え方と重なることから、関係機関と連携しながら進めていきます。

① SOSの出し方に関する教育の推進

学校において、児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含め、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施を推進します。

また、児童生徒と日々接している教職員や保護者に対し、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、大人が子どものSOSを察知し、それどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて研修等を実施します。

■主な関連事業・関係団体等の取組

事業名	取組内容	担当課/関係団体
児童生徒の「SOSの出し方教室」	様々なストレスの対処法や周りの人に助けを求める力を習得することを目的としたSOSの出し方に関する教育を学校教育との連携を図り実施します。	学校教育課 地域保健課
いのちを育む教育の推進事業	「いわき市いのちを育む教育」の指針に基づき、関係機関が連携して、命の尊さや絆の大切さを学ぶための活動を推進します。	こども家庭課 学校教育課
教職員・保護者向け「SOSの受け止め方」研修会（福島県実施）	子どものSOSを察知して、適切な対応や支援につなげ、児童生徒のSOSを出しやすい環境を整えることを目的とした研修会について、周知を図ります。	県教育委員会 県精神保健福祉センター 地域保健課
いじめ防止出前講座	小中学校の児童生徒を対象に、弁護士がいじめ防止授業を行います。	福島県弁護士会

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

② 子ども・若者への支援の充実

いじめを苦にした子どもの自殺を予防するため、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進します。また、子どもに対するSNSを活用した相談先の普及啓発を実施します。

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組みに関する周知徹底の強化を実施し、タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握など、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組みを推進します。

■主な関連事業・関係団体等の取組

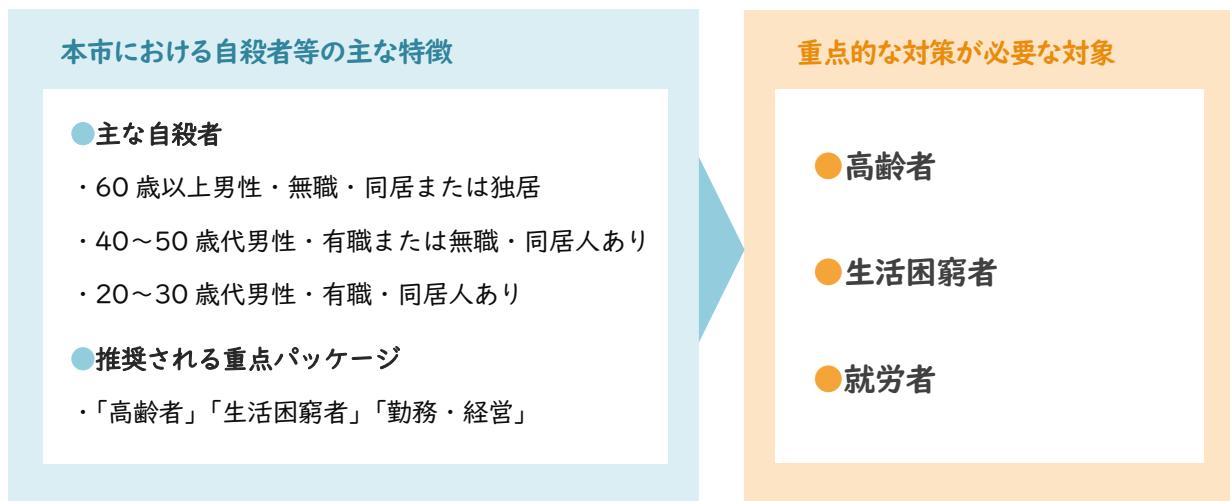
事業名	取組内容	担当課/関係団体
タブレット端末を活用した相談窓口の周知【再掲】	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した、相談窓口の周知を進めていきます。	学校教育課
SNSを活用した相談【再掲】	国や県で実施しているLINEなどのSNSを活用した相談先の周知を図ります。	地域保健課
いじめのない子どもが輝くまちづくり推進事業	児童生徒へのいじめを防止するための各種事業を検討します。	学校教育課
教育相談事業	相談内容に応じて「すこやか教育相談」(主に電話相談)、「子ども健康教育相談」(主に面接相談)を行い、児童生徒、保護者、教職員を支援します。	総合教育センター
緊急スクールカウンセラー設置事業	学校からの要請により、緊急的にスクールカウンセラーを派遣します。	総合教育センター
不登校対策事業	チャレンジ適応指導教室：不登校に悩む児童・生徒(小・中学生)を対象に、集団生活への適応を促し、学校へ復帰を支援します。	総合教育センター
ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	いじめ問題、その他の子どものSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談できるよう、24時間電話相談体制を整備します。	福島県教育庁 いわき教育事務所
いわき地域若者サポートステーション【再掲】	働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練など、就労に向けた支援を行っています。	産業ひとづくり課

□基本施策5 目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
SOSの出し方に関する教育を実施する中学校・高校の割合(%)	32.0%	100%

5 重点施策

本計画における「重点施策」は、地域自殺実態プロファイル（いのち支える自殺対策推進センター作成）や令和4年に実施した市民アンケート結果から見えた本市における自殺等の特徴を基に設定したものです。第1次計画においても定めていた「高齢者」、「生活困窮者」、「就労者」に対し引き続き重点的に取り組みを実施します。



重点施策1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

- 「地域自殺実態プロファイル 2022」における、本市で自殺者数が多い分類第1位は「60歳以上の男性（無職者、同居人あり）」、第3位は「60歳以上の男性（無職者、独居）」となっており、男性の高齢者の自殺が多くなっています。
- 高齢者の特徴として、定年退職による生活の変化や収入の減少による精神的、経済的な困窮化、高齢化による要介護状態の進行や健康状態の悪化等が挙げられます。
- これらの高齢者を対象に、相談体制の充実や地域での交流の場の確保、それぞれの状態に応じた保健福祉・医療サービスの利用促進など、地域社会や専門機関及び医療機関等と連携を図りながら施策を推進します。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等との連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

② 地域における要介護者に対する支援

地域における要支援者・要介護者、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者及びその家族を対象とした相談・指導等の支援策を充実させます。

③ 高齢者の健康不安に対する支援

健康増進や介護予防に資する取組みを地域と協働して推進し、高齢者的心身の健康リスクの低減、自殺の要因となる健康問題の解消を図ります。

④ 高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の予防

つどい事業や老人クラブの活動支援、就労機会の提供等を通じて、高齢者の閉じこもり予防、生きがいづくりを推進します。特に男性の高齢者に対して多方面からのアプローチを図り、社会参加を促します。

また、地域での見守り活動と連携し、ひとり暮らし高齢者等の孤独・孤立を予防します。

■主な取組

- ◇関係機関のネットワーク構築：地域ケア会議 等
- ◇高齢者を支える人材の育成：介護支援専門員等へのゲートキーパー養成講座 等
- ◇高齢者の相談体制の充実：地域包括支援センターによる総合相談支援 等
- ◇介護家族者の支援：認知症カフェ事業 等
- ◇介護予防活動：高齢者男性向け料理塾、シルバーリハビリ体操事業 等
- ◇高齢者の居場所づくり：つどいの場創出支援事業、ミーティングセンター 等
- ◇高齢者の見守り活動：住民支え合い活動づくり事業、配食サービス 等

重点施策2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

- 本市の自殺者における原因・動機別の割合（H30～R4 累計値）は、「健康問題」が34.1%と最も高く、次いで「経済・生活問題」が19.0%と割合が高い。「経済・生活問題」を原因・動機とした自殺者数の割合は、国（13.2%）県（14.6%）と比較し高い割合になっている。
- 生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者に対し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させ、関係機関と連携し、生活困窮者に対する自立支援や労働、経済的その他包括的な支援を行います。

① 相談支援、人材育成の推進

多様化する地域課題や福祉施策の相談に対応するため、保健所・地区保健福祉センター、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、相談・支援機関が連携し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

② 居場所づくりや生活支援の充実

住居関係や就労関係、民間団体等の関係事業者との連携を強化します。

③ 生活困窮者・失業者対策と自殺対策の連動

自殺の相談で把握した相談者のうち、複合的な課題を抱えた生活困窮者や失業者に対して、本人の意向を踏まえつつ、生活や住まい、就労といった悩み、困りごとの相談窓口である「いわき市生活・就労支援センター」や子どもの貧困等に関する相談窓口等と連携を図ります。

■主な取組

- ◇相談対応に必要な人材の育成：ゲートキーパー養成講座 等
- ◇各種相談からの生活困窮状況の把握、支援活動の実施：生活困窮者自立支援援助制度 等
- ◇低額所得者等への経済的支援等：生活福祉資金貸付事業、住宅セーフティネット推進事業 等
- ◇包括的相談支援体制の整備：重層的支援体制整備事業 等
- ◇社会的孤立者の居場所づくり：みんなの居場所づくり事業 等

重点施策3 就労者を対象とした自殺対策の推進

- 本市の自殺者数（H30～R4 累計値）の41.7%は有職者であり、令和4年に実施した市民アンケートにおいて、就労者全体の21.3%が「自殺したいと考えたことがあった」と回答している。
- 労働者や経営者は、過重労働、職場の人間関係、経営不振、社会情勢等、様々な要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。近年では、被雇用者の職場におけるパワーハラスメントや長時間労働が原因となる自殺の発生もあり、自殺リスクを生まない職場環境の整備が求められています。
- 職場におけるメンタルヘルス対策や長時間労働・ハラスメント対策、働き盛り世代の健康的な生活習慣の定着、企業経営に関する相談支援等を推進します。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができるよう、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図ります。

関係機関や府内関係各課と協力し、商工会議所や事業所へのメンタルヘルスに係る講座やゲートキーパー養成講座を推進します。また、職場で希死念慮のある人に気づいた場合の相談先について、普及啓発を行います。

② ハラスメント対策等の推進・長時間労働の是正

研修会等の実施を通して、「働き方改革関連法」をはじめとする関連法制度の周知を図り、長時間労働の是正・改善を促進します。

■主な取組

- ◇就労者のメンタルヘルス対策：働き盛り世代向け自殺予防講演会 等
- ◇就労者のメンタルヘルス実態把握：ストレスチェック制度の指導（いわき労働基準監督署）等
- ◇就労問題の相談窓口の啓発：労働相談 等
- ◇ハラスメント防止対策：働き方改革・ハラスメント防止（ハローワーク）等

6 生きる支援関連施策一覧

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	※効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
地域ケア 会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	自殺リスクの高い高齢者・障がい者なども含めて、地域で支える体制の構築を図るなど、地域ケア会議を通し、支援体制の検討を行う。	地域包括ケア 推進課	—	●	●	●			
★地域共生 社会まちづ くり事業	高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民等が主体となり他の模範となる先駆的な活動に対し補助金を助成する。	市民一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	地域包括ケア 推進課	—		●	●			
★重層的支 援体制整備 事業	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う。	制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していく。	保健福祉課 (R7年度～本格実施)	4	●	●	●	●	●	●
★生活困窮者 支援官民連携 プラットフォーム	生活困窮者のセーフティネットの強化を目的にフードバンクやこども食堂、居場所づくりなどに取り組む地域の支援団体と行政等が参画する「プラットフォーム」を設置する。	各支援団体と連携を図りながら、生活困窮者支援を進める。	保健福祉課	—		●	●			
★いわき 見守りあん しんネット 連絡会	市内の団体や事業者等に参加・協力を得て、見守り活動等を行う。	高齢者・障がい者・子ども・女性等が地域から孤立することなく、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の中にきめ細やかで重層的な見守り体制の構築を図る。	保健福祉課	—			●			●

※11 ページ自殺統計の自殺の原因・動機別分類『①健康問題②家庭問題③経済・生活問題④勤務問題⑤交際問題⑥学校問題』において、事業実施により自殺リスクの減少効果が期待できる問題に「●」を掲載。

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

1 地域におけるネットワークの強化

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
つどいの場 創出支援事 業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。	つどいの場は、高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の運営により市内全域で実施されており、支援が必要な参加者を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	地域包括ケア 推進課	4	●	●	●			
住民支え 合い活動 づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るために、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。	地域住民等が、高齢者・障がい者などの見守りなどを行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	地域包括ケア 推進課	4	●	●	●			
認知症 カフェ事業	商業施設や介護施設等で、地域の方の集いの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに、認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	認知症の本人やその介護者など同じ立場の人々が集い、認知症に関する情報共有や情報交換等を行うことで、心身の負担軽減を図る。	地域包括ケア 推進課	3	●	●	●			
★ ミーティン グセンター	認知症の方とその家族がよりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人支援・家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施する。	認知症の本人やその家族が集い、日々の暮らしの中で感じていることや必要なことを語り合い、ともに活動する場を設けることで、本人の意欲向上及び家族の負担軽減、家族関係の再構築を図る。	地域包括ケア 推進課	4	●	●	●			
いわき市保 健医療審議 会自殺対策 協議部会	医療・福祉・教育・労働・経済・法律などの専門委員で構成される部会を定期的に開催する。	自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図るための意見交換等を行う。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●
いわき市自 殺対策庁内 連絡会議	庁内の関係課長で構成される連絡会を定期的に開催する。	自殺の健康要因と社会的要因に関わる庁内関係部署相互の緊密な連携と協力のもと自殺対策の推進を図る。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
認知症 サポーター 養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト(ボランティアの講師)による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	広く市民が認知症の正しい知識や、認知症の人への接し方などを身に付け、理解を深めてもらうことで、認知症になっても住みやすい地域づくりを行う。	地域包括ケア 推進課	—	●					
福祉介護 人材定着 支援事業	介護人材の確保育成に努めるとともに、地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	介護人材をサポートするためのゲートキーパーの確保を図る。	介護保険課	—	●	●	●	●		
権利擁護 支援事業 (権利擁護・ 成年後見 センター 運営事業)	判断能力が十分でない市民や、虐待等による権利侵害を受けている市民の権利擁護のため、権利擁護に関する専門的な支援機関を設置・運営する。	職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。	保健福祉課 権利擁護・成年後見センター	—		●	●			
交通安全対 策に関する 事務	交通事故に関する相談や助言等を行う。	職員等にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。	生活安全課	—		●				
民生児童 委員協議会 補助金	各地区民生児童委員協議会活動(研修・勉強会、関係機関との連携)への補助を支給する。	協議会の研修・勉強会において、自殺対策に関する内容を含めて研修会等を実施する。	保健福祉課	—	●	●	●			
健康教育 (市役所出前 講座事業を 含む)	「こころ健康づくりやストレスとの付き合い方、うつ病等の精神疾患の理解や周囲の対応等こころの健康の保持増進及び関係職員の資質向上のため、正しい知識の普及[A28]を図る。	市民や支援者等に、自殺未遂や希死念慮等の相談に対応するため、こころのケアや資質向上のための研修会やゲートキーパー養成講座を実施する。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●		
市営住宅 管理業務	滞納者への使用料納付指導、入居規則の遵守指導、退去指導を行っている。	指定管理者の担当職員に対してゲートキーパー養成講座を受講させる。また、居住者の変化や滞納者の状況を把握し、自殺リスクにつながる可能性がある場合は、担当課や専門機関につなげる。	住宅営繕課	—	●		●			

2 自殺対策を支える人材の育成

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
ゲートキーパー養成講座	対象者に合わせた内容でゲートキーパーとしての役割やこころの健康等についての知識や技術等を段階的に理解・習得できるよう実施する。	様々な対象（市職員、民生・児童委員、教職員、保健医療福祉専門職、一般市民等）に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をする役割を担うゲートキーパーを養成する。	保健所 地域保健課	－	●	●	●	●	●	●
自殺対策支援者向け研修会	保健医療福祉専門職など自殺リスクを抱える対象者を支援する自殺対策支援者に対し研修会を開催する。	自殺未遂や希死念慮等の相談に対応する支援者のためのこころのケアや資質向上のための研修会を通し、支援者の心身の健康の維持する取組みを実施する。	保健所 地域保健課	－	●	●	●	●	●	●

基本施策3 市民・企業等への啓発と周知

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
つながる・ いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、「地域ポータルサイト」を構築・運用するほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。	Web・紙・イベントなど、様々な媒体を通して、生き生きと活動する高齢者の取組みや、高齢者を取り巻く課題などを発信することにより、より多くの方々が共有し、「我が事」となるような情報発信を行うことで生きる支援につなげていく。	地域包括ケア 推進課	4	●		●			
はいかい 高齢者等 SOS ネット ワーク事業	徘徊により高齢者が行方不明になった場合に、警察署をはじめとする関係協力団体へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者の早期発見・早期保護を図る。	徘徊の恐れのある高齢者等を事前登録しておくことで、行方不明のまま見つからない、保護されても身元が分からぬ等の不安の解消を図る。	保健福祉課	—	●	●	●			
障がい福祉 関連ガイドブック「くら しのおてつ だい」の作成	年1回、障がい者向けの福祉サービス等の概略と各窓口の紹介、市民の障がい者福祉の理解向上のため、「くらしのおてつだい」を作成する。	サービスや相談の概要を分かりやすく記載することにより、悩みごとが軽度の段階から相談を受け、課題の解決につなげる。また、相談内容に応じて、担当課や関係機関につなげる。	障がい福祉課	—	●	●	●	●		●
高齢者活用・ 現役世代 雇用サポー ト事業費 補助金	高齢者のいきがいづくりの推進と地域福祉の向上を図るため、高齢者の知識と経験を活かせる臨時の及び短期的業務を組織的に把握し、高齢者に提供する業務に対する補助金。	高齢者の生きがいづくりに資する事業を通じて、生きる意欲の増進を図る。また、登録している高齢者を対象に、自殺対策の啓発や相互交流の意識向上を図る。	介護保険課	4	●	●	●	●		
知恵と技の 交歓教室 (シルバーに こにこふれあ い基金事業)	高齢者の生きがいづくり推進に資する、世代間の交流を図る機会を提供する事業に対する補助金。	高齢者と若い世代が一同に会し、昔遊び等を通じて交流することで高齢者の意識向上や生きがいの促進を図る。	介護保険課	4	●	●	●			●

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

3 市民・企業等への啓発と周知

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
学校医等 報酬（中学校）	労働安全衛生法に基づき、職員 50 人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う。また、50人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課	－	●			●		●
教職員メンタルヘルス対策事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	教職員の疲労やストレスの実態を把握し、自殺リスクの低下につなげる。	教育委員会 学校教育課	－	●			●		●
いわき市教職員の多忙化解消に向けた検討委員会事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進める。	教育委員会 学校教育課	－	●			●		●
中学校部活動推進事業	中学校の部活動について、学校と地域住民等が継続的に連携できる体制を構築する。	中学校の部活動について、学校と地域住民等が継続的に連携できる体制を構築する。	教育委員会 学校教育課	－	●					●
・伝わる広報事業 ・電子広報推進事業 ・ソーシャルメディアを活用した情報発信事業 ・コミュニティ FM 放送事業[A29]	広報紙をはじめ、市公式ホームページ、SNS、FM いわきを活用した情報発信を実施。さらには記者会見などにより報道機関を活用した広報を実施する。	各種広報媒体を活用し、心の健康相談など相談窓口の案内や、自殺予防週間(9月)、県自殺対策強化月間(9月・3月)に合わせた自殺予防啓発に関する広報を実施する。	広報広聴課	－	●	●	●	●	●	●
学校図書館における関連書籍の紹介	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に、「いのち」や「こころの健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行い、児童生徒等に対する情報周知を図る。	教育委員会 総合教育センター	－	●					●

3 市民・企業等への啓発と周知

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
健康・医療 情報 コーナー	平成30年6月に新設した総合図書館の「健康・医療情報コーナー」において、「こころの病気」に関する図書や保健所事業のパンフレットを設置し、市民へ情報提供を行う。	総合図書館内に設置している「健康・医療情報コーナー」において、9月の自殺予防週間時に、自殺関連図書の特集を行い、市民等に対する情報周知を図る。	教育委員会 総合図書館	—	●	●	●	●	●	●
消費者教育 推進事業	「第二次いわき市消費者教育推進計画（R4～R8）」に基づき、学校、地域、家庭、職域等の様々な場において、消費者教育を受けることができる機会を創出する。	市民自らが消費生活被害を未然に防止できる環境を整えるため、消費者教育を行う。	消費生活 センター	—	●	●	●	●	●	●
消費生活 相談業務	消費生活に関する相談や苦情の処理に関するを行う。	市民からの相談の内容に応じて、事業者に対し消費者の権利等を行使し問題解決を図るほか、担当課や弁護士等の専門機関につなげる。	消費生活 センター	—			●	●		
多重債務 無料法律 相談会	多重債務に関する相談または、これに類するものを解決するため、「いわき市多重債務無料法律相談会」を福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、毎月第2・第4火曜日に実施する。 また、12月は多重債務相談にあわせ、こころの健康相談と生活就労相談も実施する。	市内に在住する多重債務を抱えている方の相談について、消費生活相談員が債務の状況等を事前に聞き取りし、債務整理方法等の助言を受けるため、弁護士等の専門機関につなげ解決を図る。	消費生活 センター	—			●	●		
年金等相談 業務	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療に関する相談を受けるにあたり、各種制度の手続きに関する説明を行う中で、相談に対応する。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により生活の不安解消につなげる。	国保年金課	4	●		●			

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

3 市民・企業等への啓発と周知

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
自殺予防に 関する啓発 [A31]	こころの健康や自殺対策、 相談窓口の周知を図る。	講演会や啓発動画の配 信、自殺予防街頭キャンペ ーン等で啓発を行う。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●
人権擁護委 員協議会補 助金	公民館等で「人権に関する 特設相談」を実施するほか、 子どもの人権の紙芝居 を用いた啓発事業を行つ ている「いわき市人権擁護 員協議会」に補助金を交付 する。	子どものいじめ防止、子 どもの人権向上に向けた 取組みを継続して実施す る。	男女共同・ 多文化共生 センター [A32]	4	●					●
労働相談	労働者の就労環境と生活 の安定を図る窓口として 労働福祉社会館内に「いわき 市労働問題相談所」を設置 する。	相談者から雇用条件や労 働環境等様々な相談を受 ける中で、必要に応じて 担当課や関係機関につな げる。	産業ひと づくり課	—			●	●		
いわき市 職員メンタ ルヘルス 対策事業	職員のメンタルヘルス対 策として、職員のストレス チェックや職場巡視、相談 事業、管理職・一般職員へ の研修等を行う。	職員のメンタルヘルス対 策として、職員のストレス チェックや職場巡視、 相談事業、管理職・一般職 員への研修等を行う。	職員課	—	●			●		
★健康経営 推進ヘルス ケアサポート 事業 費 [A33]	本市の健康課題解消に向 け、健康づくりのノウハウ を有する民間企業等が提 供する、ICT等を活用した ヘルスケアプログラムを、 市内企業の従業員や地域 団体等を対象に実施する ことにより、壮年期等の生 活習慣病の予防・改善や企 業の健康経営の推進につ なげることを目的に、官民 連携の取組みを推進する。	「ヘルスケア講座」等を 活用し、企業等に出向い て「こころの健康づくり」 に関する講座を行う。	健康づくり 推進課	4	●				●	

3 市民・企業等への啓発と周知

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					①健康	②家庭	③経済・生活	④勤務	⑤交際	⑥学校
★タブレット端末を活用した相談窓口の周知	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した相談窓口の周知を進める。[A34]	児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげるためタブレット端末を活用し、児童生徒の心身の状況把握や教育相談を行う。	教育委員会 学校教育課	—	●	●			●	●
★SNSを活用した相談	国や県で実施しているLINEなどのSNSを活用した相談先の周知を図る。	こころの健康や病気、自殺念慮に対しする相談窓口として、国や県等が実施しているSNSを活用した相談窓口を周知し、自殺予防につなげる。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●
★いわき地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などにり、就労に向けた支援を行う。	学校卒業または中退後働いていない、あるいは離職後一定期間無業の状態にある若年者の職業的自立を支援する。	産業 ひとつづくり課				●	●		
★教職員の働き方改革事業	教職員の負担軽減、児童生徒への支援時間の確保のため、対策の検討を進める。	時間に対する意識改革と校務の情報化により長時間勤務の状況を改善する。	教育委員会 学校教育課	—	●	●		●		●

基本施策4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュサービス事業	主に妊娠中、育児中、いわき市で子育てを考えている者に対し、家庭の状況に応じた施設やサービスを案内する。	相談員（母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュ）を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、相談者の様子、変化を把握し、必要に応じて担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 こどもみらい課	—	●	●	●	●	●	●
児童扶養手当支給事業	ひとり親世帯で児童等を養育している世帯の生活の安定と自立促進のため、経済的支援を行う。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5			●			
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職する際に有利であり、生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関において修学する場合に、その修業する期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を修了後に支給することで、修学期間における生活の負担の軽減による資格取得の支援を行う。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5	●	●	●			
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が就労に繋がる教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給することで、母子家庭の母や父子家庭の父による、就労に向けた主体的な能力開発に関する取組みを支援する。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5	●	●	●			

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等に対し、資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図る。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5			●			
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業協力員	母子父子寡婦福祉貸付金の返済がない世帯に対し、自宅等へ訪問等を行い、収納及び償還指導業務を行う。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5			●			
母子・父子 自立支援員 運営費	母子・父子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在ひとり親家庭の早期発見と若年母子世帯の把握に努める。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5			●			
家庭児童 相談室 運営費	家庭における児童の養育等の問題について相談を受けるため、地区保健福祉センターに5室を設置。相談室には、専門の相談員を置いて、児童のしつけ、家庭の問題等、比較的軽易な問題について相談・指導を行う。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	こども家庭課	5	●	●	●			●
産前・産後 ヘルパー 派遣事業	妊娠・出産・育児期に心身の不調等により子どもの養育等に支障があり、養育支援が特に必要な家庭に対し、必要に応じて育児・家事援助のためのヘルパーを派遣する。	産後うつや児童虐待の防止に向けて、家庭の状態を把握し、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課	—		●	●	●		
母子（親子） 健康手帳 交付	妊娠の届出をした者に対して、母子（親子）健康手帳を交付する。母子健康手帳は、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てることを目的としている。	親子健康手帳交付時に本人や家族の状態を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	—		●	●	●	●	●

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
妊産婦健康診査	母体及び児の異常の早期発見・早期治療を図るため、妊産婦の健康診査に係る費用を助成する。	保健と医療の連携のもと妊産婦の異常を早期に発見し、不安の解消や早期に適切な援助を行う。	こども家庭課	－	●	●	●	●	●	
いわき ネウボラ (出産・子育て 総合支援事業)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための支え合いの仕組みを構築し、運営する。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●	●	●	
乳幼児訪問事業	育児不安の軽減や育児指導のため、保健師が家庭訪問を行う。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●	●	●	
母子 健康相談	保護者や乳幼児の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じ、育児不安の解消・保護者同士の交流を図るとともに、健診の事後フォローの必要な児に対し適切な支援を行う。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●				
養育支援 訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	保健師等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●	●	●	
いわきっ子 健やか訪問事業	新生児、乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を実施し、更に異常の早期発見、治療等について助言し、家庭内で育児が円滑に行えるよう指導する。	保健師等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●			●
★子育て世代のための 地域交流支援事業	専門家への相談、親同士の交流及びいわきネウボラの周知を行う交流会を開催する。	交流会を通し、育児不安の解消、民間支援者の育成及び虐待の未然防止等につなげる。	こどもみらい課	－	●	●				

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
地域子育て 支援拠点 事業 (プレイルーム開放)	交流スペースを開放し、親子が自由に遊べる雰囲気の中で親子のふれあいや子育て中の親子同士の交流を図る。また、親子や子ども同士でできる遊びを提供したり子育て相談を行うことで、育児の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減・解消を図る。	参加者の様子、変化を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●			
産後ケア 事業	家族等からの産後の家事、育児等の支援が十分得られない産婦と乳児を対象に、委託助産所等において、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。利用料は一部自己負担となる。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●			●	
産前・産後 サポート 事業	妊娠婦の抱える妊娠・出産・子育ての不安や疑問等に対し、身近な場所で気軽に助産師に相談するとともに、地域で妊娠婦同士の交流を図る。	本人や家族の様子を把握し、必要に応じて関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●	●	●	
小児慢性 特定疾病 医療費 支給認定	小児慢性特定疾病医療費の対象となっている疾患のある児童の支給認定を行う。	申請時の保護者の様子を把握し、保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課	－	●	●	●			
女性相談	社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題について相談を受け、指導・助言を行う。	結婚や離婚問題、男女関係、夫や恋人からの暴力などの相談を受け、生活の援護、就職の助成等について関係機関と連携し支援する。	こども家庭課	－		●	●		●	

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
配偶者暴力 相談支援	配偶者等からの暴力に 関する相談対応及び被 害者の保護を行う。	当事者の心身の負担の 軽減を図る。また、必要 に応じて担当課や専門 機関につなげる。	こども家庭課	—	●	●	●		●	
子ども家庭 総合支援 拠点運営費	子どもとその家庭及び 妊婦等を対象として、 実情の把握や子ども等 に関する相談対応、必 要な調査等を行う拠点 (機能)を、各地区保健 福祉センター及びこど も家庭課に設置。関係 機関との連携を図りな がら、児童虐待の予防 や早期発見、対応に努 める。	当事者の状況を把握 し、問題解決に向け、必 要に応じて担当課や専 門機関につなげる。	こども家庭課	—	●	●	●	●	●	●
★ヤングケ アラー支援 体制強化事 業費[A35]	ヤングケアラーコーデ ィネーターを配置し、 福祉、介護、教育等の各 分野の関係機関が緊密 に連携し、ヤングケア ラーの早期発見及び必 要な支援につなげるた めの体制整備や支援の 強化を行う。	当事者の心身の負担の 軽減を図り、必要に応 じて担当課や専門機関 につなげる。	こども家庭課	—	●	●	●	●	●	●
ハイリスク 児・未熟児等 訪問指導	フォローアップを要す る乳児等に対し、家庭 訪問を行い早期から適 切に継続的に、個々の 生活に密着した個別支 援を行うことで、児の 健康の保持増進・養育 支援に寄与することを 目的に実施する。	保護者の負担軽減や生 活の安定に向けて、必 要に応じて、担当課や 関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	—	●	●	●			
★心の教室 相談員設置 事業	県教育委員会のスクー ルカウンセラーが未設 置の学校に対して相談 員を設置する。	相談員を設置し、児童 の悩みや不安、ストレス 等の解消を図り、不登 校やいじめ、問題行動 等を未然に防止する。	学校教育課		●	●				●

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
子育て応援 プログラム 「子育て スキル講座」	発達面で軽度の遅れや偏りを持つ子どもの保護者は、子育てに困難さを感じることが多く、保護者が不安や負担感を抱え続けると不適切な養育へのリスクが高まり、子どもの発達に対しても悪影響を与えることが推測されることから、子育てへの不安・負担感を減らすことを目的とする。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	-	●	●				
乳幼児発達 医療相談会	乳幼児健康診査等の結果、心身の正常な発育・発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障がいをおこす恐れのある児を早期に把握し、適切な指導を行う。また今後の援助方針を決めることにより、その健全な発育・発達を促進する。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	-	●	●				
発音と ことばの 相談会	構音の問題や言葉の遅れ等精神発達面で問題があり、支援を要する児に対して専門相談を実施し、適切な援助等を行うことでその健全な発達を促進する	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	-	●	●				
園児のため のこども 発達相談会	市内保育所（園）、幼稚園に在籍する発達障がいやその疑いのある児、及び長期療養児に対し、個々の発達・発育に応じた助言指導、情報提供を行うことで児の健全な発達を促進する。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	-	●	●				

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
発達支援 おやこ教室 事業	乳幼児健診等で経過観察が必要と判断された幼児を対象に、小集団での遊びや活動を提供することで健やかな発達を促すとともに、保護者に対して、子どもの成長発達を理解し適切な関わりができるよう支援する。また、関係機関と連携を図りながら、保護者に情報提供することで適切な社会資源に結び付ける。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	—	●	●				
発達障がい児等ペアレントトレーニング事業	発達障がいまたは疑いのある子どもを養育中の保護者が、子どもの行動を理解し、その特性に合わせた対応を身に付けることで、親子関係の改善や子育てへの自信につながることができる。また、保護者が、同じような悩みを持つ保護者の存在を知り、悩みを共有することで、子育ての孤立・負担感を減らすことができる。	保護者の負担軽減や生活の安定に向けて、必要に応じて、担当課や関係機関につなげる。	こども家庭課 子育て サポートセンター	—	●	●				
さきがけ！ 男の料理塾	高齢者男性を対象とし、管理栄養士による講義や実習を通じて栄養バランスや正しい食生活についての知識を学ぶことで低栄養や偏食を防止するとともに、仲間との交流を通じて新たなつながりのきっかけとなる料理教室を行う。	調理実習を通し、栄養や健康に関心をもってもらうとともに、参加者同士の交流を通じて、新たなつながりのきっかけとする。	地域包括ケア推進課	—	●					
配食 サービス 事業	調理困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供しながら、定期的に安否を確認する。	配食時に対象者の安否確認を行い、支援が必要な対象者を把握した場合は、関係機関と連携を図り、必要な支援につなげていく。	地域包括ケア推進課 障がい福祉課	—	●		●			

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	高齢者等の総合相談業務を行う中で、日常生活が困難な高齢者や介護の負担が大きい家族介護者等の情報を把握したときは、関係機関につなぎ、課題の解消を図る。	地域包括ケア推進課	—	●	●	●			
シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「いわき市シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	高齢者の社会参加及び介護予防の場として、地域住民主体の活動に對し、指導士を派遣している。参加者において、支援が必要な方を把握した場合には、関係機関と連携を図る。	地域包括ケア推進課	—	●	●				
市民啓発事業	障がいについての理解促進に資することを目的に、「障がい者週間記念事業」「施設製品ガイド」「障がい者福祉の学校教材」等、各種啓発、広報活動を行う。	障がい者にとって生きやすい地域づくりを進め、自殺リスクの低下を図る。	障がい福祉課	—	●					
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行う。(障がい者相談支援センター、基幹相談支援センターに委託)	障がい者やその家族の悩みを軽減し、自殺リスクの低下を図る。また、関連する会議や機関との連携体制を強化する。	障がい福祉課	2	●	●	●	●	●	●
虐待防止対策	児童・高齢者・障がい者等の虐待に関わる通報や届出に対し、迅速な対応および適切な支援を行う。	被虐待者の精神的負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	こども家庭課 介護保険課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 保健福祉課 権利擁護・成年後見センタ —	—	●	●	●			
手話通訳者等派遣事業	手話通訳者、点字指導員、要約筆記者を派遣し、障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にする支援を行う。	障がい者等とその他の者の意思疎通を円滑にすることで、障がい者等の精神的負担を軽減し、生きやすい地域づくりを進める。	障がい福祉課	2	●	●				

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
日中一時 支援事業	障がい者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	障がい者やその家族の負担を軽減し、自殺リスクの低下を図る。	障がい福祉課	2	●	●		●		
障害児地域 療育等支援 事業	療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児及びその家族の福祉の向上を図る。	相談機能及び支援体制を充実し、家族介護者の負担を軽減することで、自殺リスクの低下を図る。	障がい福祉課	—	●	●				●
重度心身 障害者（児） 福祉金	日常生活が困難な心身障がい者（児）の生活の安定と福祉の増進のための手当を支給する。	生活の安定を図ることで、自殺リスクの低下につなげる。	障がい福祉課	—	●		●			●
発達障がい 者就労・生活 支援機能 強化事業	18歳未満も含め、発達障がい者またはその疑いのある者を対象に、障害特性の理解や生活訓練、就労支援を行う。（障害者就業・生活支援センターに委託）	障がい者等への就労支援を通じて、仕事以外の問題を把握する。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	障がい福祉課	—	●	●	●	●	●	●
重度身体 障害者福祉 電話貸与 事業	ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、障がい者の相談に応じ、障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	緊急警報システムの委託業者にゲートキーパー養成講座を受講させるとともに、障がい者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげるよう、意識の強化を図る。	障がい福祉課	—	●		●			
緊急通報 システム 事業	ひとり暮らしの高齢者、重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等に緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって当該高齢者、重度身体障がい者等の福祉の増進を図る。	緊急警報システムの委託業者にゲートキーパー養成講座を受講させるとともに、高齢者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげるよう、意識の強化を図る。	介護保険課	2	●		●			

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
老人クラブ連合会補助金・老人クラブ活動費補助金	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。自主的な社会奉仕活動、友愛活動、生きがい・健康づくり活動等を行う老人クラブに対して、助金を交付する。	老人クラブの活動に、自殺対策の啓発や相互の見守り意識の向上に向けた取組みの促進を図る。	介護保険課	－	●		●			
シルバーピアードの開催補助、シルバーフェア開催委託	高齢者同士の交流機会、行事の開催支援を行う。	それぞれのイベント・行事において、自殺対策の啓発や生きがいづくり・交流の促進による生きる意欲の増進を図る。	介護保険課	－	●		●			
訪問理美容サービス運営事業	在宅で寝たきり等の理由により理髪店や美容院に行くことが困難な高齢者のみの世帯、障がい者のみ世帯等の方を対象に、訪問による理美容サービスを提供する。	訪問理美容師にゲートキーパー養成講座の受講を促し、高齢者の様子の変化に気づいたときは速やかに担当課につなげよう、意識の強化を図る。	介護保険課	2	●	●	●			
いわき市シルバー人材センター運営費補助金	高齢者のいきがいづくりの推進と地域福祉の向上を図るため、高齢者の知識と経験を活かせる臨時的及び短期的業務を組織的に把握し高齢者に提供する、公益社団法人いわき市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付する。	シルバー人材センターの活動を通じて、生きる意欲の増進を図る。また、登録している高齢者を対象に、自殺対策の啓発や相互交流の意識向上を図る。	介護保険課	－	●		●	●		
老人保護措置	在宅での生活が困難な高齢者を対象に、市が措置入所をさせて必要な援助を行う。	在宅での生活が困難な高齢者を対象に、市が措置入所をさせて必要な援助を行う。	介護保険課	－	●	●	●			
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成を行う。	家族の心身の負担の軽減を図り、自殺リスクの低下に努める。	保健福祉課	－	●	●	●			

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
みんなの 居場所 づくり事業	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた市民に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけを作る「居場所」を提供する。	ひきこもり、不登校等社会的な孤立状態にある利用者の状況に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉課	1	●	●	●	●	●	●
生活福祉 資金貸付 事業	他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行う。 (社会福祉協議会事業)	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、当該制度は短期的な支援であることから、長期的な生活の安定に向けて、地区保健福祉センター等関係機関との連携を図る。	保健福祉課	—		●	●	●		
福祉総合 相談センター	日常生活における総合的な福祉問題に適切な助言や援助を行うことを目的に、福祉総合相談センターを開設・運営する。 (社会福祉協議会事業)	職員を対象にゲートキーパー養成講座を受講させ、職員の資質の向上を図る。また、相談内容に応じて、担当課や専門機関につなげる。	保健福祉課	2	●	●	●			
中国残留 邦人等地域 生活支援 事業	中国残留邦人等への支援給付、支援・相談員による支援、自立支援通訳の派遣、引揚者見舞金の支給を行う。	支援給付時の面談や支援・相談員による面談の際に、生活状況や変化を把握し、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉課	—	●	●	●			
自立相談 支援事業 (生活困窮者 自立支援制度)	市内在住で離職等、様々な理由により生活に困窮した市民を対象に、相談支援、就業支援等を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉課	—	●	●	●	●		
住居確保 給付金 (生活困窮者 自立支援制度)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象に、住宅費の支給、生活就労支援センターによる就労支援等により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	対象者の生活を安定させ、自殺リスクの低下を図る。また、定期的な訪問等により、継続的な支援を行う。	保健福祉課	—	●	●	●	●		

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
就労準備 支援事業 (生活困窮者 自立支援制度)	一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労の促進を図る。	一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労の促進を図る。	保健福祉課	—			●	●		
保護司会・ 更生保護 女性会連絡 協議会 補助金	地域の保護司会、更生保護女性会の健全な運営を図るため、関連団体に対し補助金を支給する。	当事者の心身の負担の軽減を図る。また、必要に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉課	—	●	●	●			
医療安全 相談センタ 一事業	市内の病院、診療所又は助産所における医療に関する苦情等について電話及び面談により相談に対応する。	相談内容より、自殺のリスクがあると判断したときは、専門職につなぎ、自殺の防止に努める。	保健所 総務課	—	●					
性的マイノリティによる悩みを持つ方への支援	性的マイノリティによる精神的悩みや不安を抱える方を対象に個別の相談に対応する。	電話や面談による個別の相談に応じるとともに、医療機関との連携や社会資源等の情報を提供する。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●
感染症(性感染症含む)相談・教育事業	性感染症を含む感染症全般の予防・対策・受診・予後に関する個別相談・集団教育を行う。	感染症に関する正しい情報の提供及び、他機関と連携しながら個々に応じた悩みや不安等に対応する。	保健所 感染症対策課	—	●		●		●	
HIV・梅毒・ウイルス性肝炎抗体検査・相談事業	HIV感染症・エイズ・その他の性感染症に関する相談を受け付けるとともに、希望に応じてスクリーニング検査を行う。	早期発見・早期治療につなぎ、性感染症の治癒、重症化の防止、感染の拡大防止のための機会とともに、他機関と連携しながら個々に応じた悩みや不安等に対応する。	保健所 感染症対策課	—	●		●		●	

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
心の 健康相談	精神面、こころの問題で悩みを持つ方及び家族等に対して相談を実施する。	複雑、専門的な相談に対応できるよう、専門スタッフ（医師・心理士）で対応し、必要な専門機関等へつなげる。	保健所 地域保健課	2	●	●	●	●	●	●
精神保健福祉対策事業 [A36]	①精神保健福祉相談・訪問指導 ②精神保健関係職員研修 ③災害時のメンタルヘルス対策	①市民の相談を保健師等が随時対応し、必要に応じて関係機関に連携して支援を行う。 ②精神保健関係職員の資質向上を図るための研修会を通じて、つなぐ支援等の連携体制を推進する。 ③被災・避難等でこころのケアが必要な方に對し、訪問支援や啓発普及を行う。	保健所 地域保健課	2	●	●	●	●	●	●
ひきこもり 対策事業 [A37]	①ひきこもり家族教室 ②ひきこもりアウトリーチ事業	①ひきこもりで悩む家族を対象に、当事者の対応を学び、家族同士で語り合う家族教室を実施する。 ②こころの不調等を理由にひきこもり状態にある当事者、家族を対象に心理士及び保健師によるアウトリーチ訪問支援を行う。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●
難病対策 事業[A38]	指定難病の患者などの治療上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援ができるよう、地域の関係機関との連携を図り、事業を実施する。	患者・家族の交流、専門家による医療相談事業を開催するほか、重症で希少な指定難病の研究を推進するため、その治療に係る医療費の自己負担の一部を公費で負担する。	保健所 地域保健課	—	●	●	●	●	●	●

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健康	② 家庭	③ 経済・生活	④ 勤務	⑤ 交際	⑥ 学校
市民相談 窓口	市民相談員が中心となって、市民からの要望、苦情、意見等に対応する。	職員にゲートキーパー養成講座を受講させ、資質の向上を図る。 相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜、相談内容に応じ、適切な窓口を紹介する。	広報広聴課	2	●	●	●	●	●	●
災害に伴う [A39] 生活再建 相談窓口	被災者の生活再建に係る相談を受け付ける専任職員を窓口に配置し、相談を受ける。	相談者の立場に立って傾聴するとともに、適宜相談内容に応じた適切な相談窓口を紹介する。	広報広聴課 危機管理課 [A40]	—	●		●	●		
国民健康保 険被保険者 資格証明書 交付事務	国保税滞納があり、特別の事情がない者については、国民健康保険法の規定に基づき、資格証明書（世帯内の18歳未満の子は短期被保険者証）又は短期被保険者証の交付を行う。	今後の生活への不安を抱えている滞納者に対して、担当課や関係機関等との連携により生活の再建支援につなげる。	国保年金課	—	●		●			
社会教育関 係団体等運 営費補助金	市内の婦人会に対して、活動費に対する補助金を交付する。	社会教育関係団体に対し、ゲートキーパー養成講座等の自殺対策の講座や、相談窓口等の情報を提供する。	教育委員会 生涯学習課	—	●					
放課後児童 健全育成 事業 (放課後児 童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として実施する。	支援員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施する。また、児童の様子や変化を把握し、必要に応じて担当課や関係機関につなげる。	こども支援課	—	●	●	●	●	●	●

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複 する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
ファミリー・ サポート・ センター 事業	育児の援助を受けたい 方（依頼会員）と援助を行 いたい方（協力会員） が会員となって、会員 同士の相互援助活動を 支援する。	会員を対象にゲートキ ーパー研修を実施する ことで、子育てに関連 する悩みや自殺リスク の把握の理解が深ま り、必要時には関係機 関の支援につなげる 等、気づき役やつなぎ 役の役割を担えるよう になる可能性がある。	こども支援課	－	●	●	●	●	●	
保育の実施 (公立保育園・ 私立保育園 など)	保育所、認定こども園 等において、保育・育児 相談を行う。また、保護 者による家庭保育が困 難な乳幼児の保育に關 する相談を受ける。	相談の内容、相談者の 様子を基に、必要に応 じて担当課や関係機関 につなげる。	こども支援課	－		●	●	●		
保育所利用 者負担金等 納入促進 事業	保育所利用者負担金等 の納入勧奨、滞納者へ の収納業務等により、 利用世帯からの収納を 図る。	保育所利用者負担金等 の滞納者に対して、そ の背景を把握し、自殺 リスクにつながる状況 が把握できた時は担当 課や関係機関につなげ る。	こども支援課	－		●	●	●		
地域子育て 支援拠点 事業	子育て親子が気軽に、 自由に利用できる交流 の場を作り、子育てに 関する悩みや不安等の 相談に応じたり、情報 提供等を行う。	運営スタッフを対象 に、自殺のリスクや支 援のポイント等に関する 研修を実施する。また、 参加者の様子、変化 を把握し、必要に応じ て関係機関につなげ る。	こども支援課	－	●	●	●	●	●	
各種がん検 診等	胃がん・肺がん・大腸が ん・乳がん・子宮がん・ 肝炎ウイルス・骨粗し ょう症・歯周疾患の各 種検診を集団検診及び 個別検診により実施す る。	がん等の疾病的早期発 見、早期治療につなげ、 心身の健康の保持増進 につなげる。	健康づくり 推進課	－	●	●	●	●		
★若年がん 患者在宅療 養支援事業	若年がん患者が住み慣 れた自宅等で安心して 過ごせるよう、在宅療 養に必要なサービス利 用料の一部を助成す る。	在宅療養に必要なサー ビス利用料の一部を助 成することにより、患者 とその家族が住み慣 れた自宅等で安心して 暮らし続けることがで きるよう支援する。	地域保健課	－	●	●	●			

4 生きることの促進要因への支援

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
医療福祉 相談	相談に訪れる全ての患者、家族を対象に、様々な相談業務を行う。	他の病院への転院調整、自宅への在宅調整、活用可能な社会保障制度の情報提供などを行う。	医療センター	－	●	●	●			
がんサロン	がん患者や家族を対象に、毎月第3火曜日にミニ講演会や茶話会を開催する。	がんに関する情報を共有し、お互いに話をしたり聞いたりすることで、不安や孤独感を和らげることを目的に行う。	医療センター	－	●	●	●			
★住宅 セーフティ ネット推進 事業[A41]	住宅確保要配慮者（低額所得者や高齢者、障がい者等）に対する民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への家賃低廉化等の経済的支援や居住支援等を行う。	所得要件等を満たす住宅確保要配慮者が入居するセーフティネット住宅への家賃及び家賃債務保証料等の低廉化補助を実施するほか、住宅確保要配慮者と賃借人当をマッチングする居住支援を行う。	住まい政策課	－			●	●		
★オンラインヘルスケア推進事業	スマートフォンなどからいつでも医師や薬剤師等に健康相談ができるヘルスケアアプリ「HELP0」[A42]を活用し市民の健康増進を図る。	ヘルスケアアプリを活用し心身の健康に対する不安や対処法、受診の判断などの相談に応じる。	健康づくり 推進課	－	●	●		●		
★DV 被害者 等の自立を 支援する 環境の整備	被害者の安全確保を図るため、市内で活動する団体と連携し、避難の場となるシェルターの充実・強化に努める。	DV 被害者の支援にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講し、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応を行い、自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図る[A43][A44]。	こども家庭課 [A45]	－		●	●		●	
★多様性に に対する理解 の促進 [A46]	性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が互いに様々な違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会（多様性社会）の実現に向け、幅広い年代への普及啓発を行う。	特に、L G B Tなどの性的少数者については、個人としての人権が尊重され、誰もがおりのままの自分らしく生きられるよう、人権教育や啓発、また、県等の相談窓口案内等の支援を通じ、困難解消や理解促進を図る。	男女共同・ 多文化共生 センター	－	●	●	●	●	●	●

基本施策5 こども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
いのちを育む教育推進事業	生命の尊さや性に関する正しい知識の普及啓発等、子どもたちの健やかな成長を支援する「いのちを育む教育」の推進を図る。	「いのちを育む教育」を推進していくことで、子どもたちが自己肯定感を高めながら、いのちの尊さや人ととの絆の大切さを育む。	こども家庭課	—	●	●			●	●
児童生徒に対するアンケート調査	児童・生徒を対象に、学校・学級運営の課題を抽出するためのアンケート調査を行う。	自殺リスクに関連する実態を把握し、関係機関と連携し必要な対策につなげる。	教育委員会 学校教育課	—						●
キャリア・スタート・ウィーク事業	職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てる。	職場体験を行う際に、就労問題やSOSの出し方等の教育を行う。	教育委員会 学校教育課	3						●
アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒の主体的で対話的な深い学びを目的とした「アクティブ・ラーニング」の手法により、児童生徒やその友人が危機に直面した際に周囲などに援助を求める力を育成する。	主体的な行動の一環として、SOSの出し方を含めて教育を行う。	教育委員会 学校教育課	3						●
いじめのない子どもが輝くまちづくり推進事業	児童生徒へのいじめを防止するための各種事業を検討する。	効果的な事業内容について、検討を行う。	教育委員会 学校教育課	—						●
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	生活保護世帯を対象に、経済的困難な保護者に対して、就学に必要な経費を補助する。	経済的な理由による自殺リスクの低下に向けて、援助費目の追加に向け、地方自治体への財政措置の拡充を国へ要望する。	教育委員会 学校教育課	4			●			●
被災児童生徒就学援助事業	東日本大震災により、経済的理由から就学等が困難になった世帯の幼児・児童・生徒を対象に、緊急的な就学支援等を行う。	経済的な理由による自殺リスクの低下に向けて、補助事業の継続を国へ要望する。	教育委員会 学校教育課	4			●			●

5 こども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
子どもの学習支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども(中学生)に向けた学習支援、保護者への相談支援・情報提供を行う。	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を支援につなげる等の対応につなげる。また、生活の状況に応じて担当課や専門機関につなげる。	保健福祉課	4	●	●	●			●
教育相談事業	相談内容に応じて「すこやか教育相談」(主に電話相談)、「子ども健康教育相談」(主に面接相談)を行い、児童生徒、保護者、教職員を支援する。	相談内容に応じて、担当課や関係機関等との連携により、自殺リスクの低下につなげる。また、毎年多くの相談を受けるため、必要な人材の確保・育成を図る。更に、相談内容の充実のため、連携体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター	4	●	●				●
緊急スクールカウンセラーセンター設置事業	学校からの要請により、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する。	必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。	教育委員会 総合教育センター	4	●	●				●
不登校対策事業	チャレンジ適応指導教室:不登校に悩む児童・生徒(小・中学生)を対象に、集団生活への適応を促し、学校へ復帰を支援する。	担当職員にゲートキーパー養成講座を受講させる。また、必要な人材を確保するとともに、県や関係機関と調整し、支援体制の強化を図る。更に、不登校を経験した児童生徒が安心して登校できるよう、精神的な支援に努める。	教育委員会 総合教育センター	2	●	●				●
奨学資金貸与事業	経済的な理由等により就学困難と認められる世帯に対して、奨学資金を貸与する。	資金援助だけではなく、その背景にある問題を把握し、担当課や関係機関につなげる。	教育委員会 教育政策課	4			●			●
いわき市青少年育成大会	年1回「いわき市青少年育成大会」を開催する。	青少年に係る関係機関、団体等が青少年を取り巻く様々な社会環境等について考え青少年の健全育成を図る。その中で、生きる力についても考える。	教育委員会 生涯学習課	4	●	●			●	●

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

5 こども・若者の命を大事にする意識の向上に向けた教育

事業名 ★は新規	事業内容	「生きる支援」 実施内容	担当課	重複する 基本 施 策	効果が期待される 自殺の原因・動機					
					① 健 康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 交 際	⑥ 学 校
いわき市 青少年問題 協議会	年2回、国や県の施策に沿って、青少年の非行防止、有害環境浄化、薬物の撲滅、健全な家庭づくり等、青少年の健全育成に関する様々な事項の審議、あるいは意見交換、情報交換を行う。	青少年問題の一環として自殺に関連する情報を提供し、情報の共有を図る。	教育委員会 生涯学習課	4	●	●			●	●
少年アドバイザーや 少年補導員による街頭 補導の実施	青少年による非行の早期発見、被害の未然防止のため、少年補導員及び少年アドバイザーによる適切な助言指導を行う。	街頭補導活動等を通して、青少年からのSOSを察知し、それぞれのサインに即した対応に努める。	教育委員会 生涯学習課	4			●			●
青少年団体 補助金	青少年の健全育成、地域教育力の活性化を図るため、継続的な活動を必要とする関係団体が実施する事業に補助金を支給する。	青少年団体に対し、ゲートキーパー養成講座等の自殺対策の講座や、相談窓口等の情報を提供する。	教育委員会 生涯学習課	2						●
児童生徒の 「SOSの出し 方教室」	市内の中学生・高校生に対し、困難な事態や強い心理的負担に直面した場合の対処の仕方を学ぶ健康教育を実施する。	助けの求め方や相談機関の情報を知らないために自殺へと追い込まれるケースをなくすため、助けを求める授業を展開する。	保健所 地域保健課 学校教育課	4	●	●			●	●
★「SOSの 受け止め方」 研修会 [A47]	教職員・保護者向けの研修会について周知を図る。	子どものSOSを察知して、適切な対応や支援につなげ、児童生徒のSOSを出しやすい環境を整えることを目的に実施される研修会を周知する。	保健所 地域保健課	—	●	●				●
★子ども 食堂等運営 支援事業費 [A48]	子ども食堂の開設に係る相談や運営指導・助言等の運営支援業務を中間支援団体に委託する。	児童生徒を通じて、当人や保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握し、担当課や関係機関につなげる。	こどもみらい課	4	●	●	●			●

関係団体の取組

実施主体・事業名	事業概要
いわき市医師会	
講演会・相談会・家族会など	医療従事者や市民を対象に健康・メンタルヘルスの啓蒙活動(講演会など)を行う。[A49]
いわき労働基準監督署	
労働基準法・労働安全衛生法に基づく法施行業務、労災補償業務	事業主、労働者などを対象に、労働基準法・労働安全衛生法に基づく法施行業務、労災補償業務を行う。 ・「ストレスチェック制度」の実施にかかる指導 ・「心の健康保持増進のための指針」などメンタルヘルス関連通達の周知 ・「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえたメンタルヘルス対策の推進 ・「働き方改革関連法」に基づく長時間労働の是正のための指導
いわき公共職業安定所	
専門家によるカウンセリング	就職や生活、人間関係に関する悩みなどについてアドバイスを受けることが出来るよう臨床心理士による「お悩み相談(求職者の仕事と生活のカウンセリング)」コーナーを設置(週2日程度の相談日を設定)。
障害者虐待に係る相談	障がい者に対する虐待の相談を受け付けし、障碍者が安心して働けるよう事業所に対して指導を行う。
高齢者に対する就労支援	「生涯現役支援窓口」を設置し、高齢者、とくに65歳以上の求職者に対する支援を行うことで高齢者の生活の安定や生きがい作りを支援している。また、市、市シルバー人材センターと「高齢者総合就労支援いわき地域連携推進連絡会議」を開催し、高齢者の就労機会の拡大を図る。
母子家庭の母等に対する支援	母子家庭の母等を対象に「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」を、市こども家庭課と連携して毎年8月に内郷地区保健福祉センターで実施し、就職を希望する母子家庭の母等に対する職業相談を行うことにより就職支援を図る。
福島県弁護士会	
暮らしこころの相談会	労働問題、生活問題について、無料の相談会を開催する。[A50] (1時間、事前予約制)
いじめ防止出前授業	県内小中学校の児童生徒を対象とし、弁護士がいじめ防止授業を行う。原則として、いじめ自殺事例についても扱う。
福島県教育庁 いわき教育事務所[A51]	
学校教育相談員活動	教育センターに学校教育相談員を配置する。
スクールカウンセラー等派遣事業	各学校へスクールカウンセラーを配置する。また、各校での教育相談を行う。
緊急時カウンセラー派遣事業	重大な事故や事件、災害等の初期対応を行う。児童生徒がP T S D等にならないよう心の回復を支援する。
スクールソーシャルワーカー派遣事業	多様な問題に直面している児童生徒へ、関係機関と連携して支援する。
ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	いじめ問題、その他の子どものS O S全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談できるよう、24時間電話相談体制を整備する。
サポートティーチャー派遣事業	児童生徒の心のケアと学習のつまずきを解消し、心の安定を図るための支援を行う。
S N Sを活用した子どもの心サポート事業 (ふくしま子どもL I N E相談) [A52]	様々な悩みを抱える児童生徒を対象とする、S N Sを活用した相談体制を整備する。児童生徒が抱える問題の深刻化を未然に防止する。

第3章 いわき市の自殺対策における取組み

いわき市中学校校長会	
小中学校合同生徒指導部会	児童生徒へのいじめ等、生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、その対策について検討し、方部生徒指導委員会へつなげる。
いじめ防止対策 (市内小・中学校)	いじめ防止基本方針等のいじめ防止に関する学校の体制と取組みについて、年度当初に公表し説明する機会をもち、学校と家庭の連携を図る。
心の教育 (市内小・中学校)	道徳の時間を核として、心の教育や道徳的諸[A53]価値などについて、学校の全教育活動において支援・指導を行う。
相談体制整備 (市内小・中学校)	SOSの出し方に関する指導を含め[A54]、相談体制の整備と状況に応じた相談活動を実施する。
いわき市PTA連絡協議会	
研修委員会研修セミナー	核家族化や地域のつながりの希薄化等で子育て環境が大きく変わる中、いじめや不登校、SNSトラブル等子どもが直面する問題に対し、子どもの心の変化をどのように捉えて、どう支えていけば良いか等研修会を開催し理解を深める。
いわき市民生児童委員協議会	
民生児童委員の研修参加	地区民生児童委員に対する自殺対策に係る研修会等に参加し、支援者としての資質の向上を図る。
いわき商工会議所	
「健康経営」の推進	「社員の健康」を重要な「経営資源」と捉え、健康(からだの健康、こころの健康)促進に積極的に取り組む企業経営スタイルの啓発普及を図る(就労者のメンタルヘルスケアの推進)。主に会員事業所対象。
いわき商工会議所広報	会報(月1回発行、会員事業所3700社対象)による広報・啓発(就労者のメンタルヘルスケアの推進)を行う。
NPO法人地域福祉ネットワークいわき	
つどいの場での基本チェックリスト実施	つどいの場で年1回基本チェックリスト実施。該当者の自宅訪問し生活状況や身体状況確認を行う。
介護者のつどい 介護者支援を実施	月1回程度、介護者等が集まり茶話会を行う。 ※参加者のニーズにより専門職の講話等を実施する。
高齢者の総合相談窓口	・初期相談受付、対応 ・相談内容の分析 ・相談内容により関係機関と連携 ・必要な情報提供及び支援検討
いわきグリーフケア協会	
遺族のための分かち合いの集い『いちはん星の会』	当協会活動の主軸となるワークショップ。月に1回程度開催(不定期)する。当協会で研修を受けた「グリーフケアサポーター」が同席のもと、家族を失った悲しみや苦しみなど抱える思いを自由に語る場を提供し、後追い自殺の抑止と社会生活への復帰を支援する。(自殺、事故死、病死、死産、流産など死因は不問。) [A55] 親を失った子どものためのサポート、あるいは子を失った親のための相談も対応。
グリーフケアサポーター養成	遺族の精神的なサポートに携わることができるスタッフの養成研修並びに「グリーフケアサポーター」の認定を行う。認定者に対しては、個々の仕事や生活における対応力強化、勉強会のほか、当協会の活動にも参加するよう呼びかけを行う。
福島県精神保健福祉士会	
会員の派遣	メンタルヘルス、保健福祉に関する会議や講座等が行われる際に、精神保健福祉士として参加や講師要請があれば調整し、派遣する。
精神保健福祉士の自己研鑽及び会員交流	現在会員数260名(R5.8.31現在)いわき圏域の会員数は37名。その多くが医療機関従事で、他に地域支援事業所、行政業務に従事し、定例会で交流を図っている。
女性と若者に向けたストレスケア相談事業	コロナ禍における女性や若者に生じやすい悩み(夫婦関係、DV、妊娠出産、更年期、就職、人間関係など)について、専門職によるストレスケアを目的とした相談会を行うことにより、女性と若者の自殺を防止する。
福島県精神障がい者地域移行地域定着促進検討会事業	福島県精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会の運営・開催する。 精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。

第4章

推進体制等

第4章 推進体制等

1 推進体制

(1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会[外部組織]

学識経験者をはじめ、医療、福祉、教育、労働、経済、法律関係の機関、団体により構成する「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」を設置し、計画の定期的な評価等を行うほか、自殺に関する情報や意見の交換等を通して、それぞれの役割に応じた主体的な取組みや自殺対策に関する取組み、関連機関同士の連携・協力による取組みを促進していきます。

(2) いわき市自殺対策庁内連絡会議[内部組織]

保健福祉部をはじめ、こどもみらい部、総務部、教育委員会等の関係課長で構成するとともに、組織横断的な連携の下で自殺対策の推進を図ります。

これら2つの組織が相互に連携・協力して自殺対策を推進するとともに、自殺対策・遺族支援に関する多様な主体（行政・保健福祉医療機関・学校、地域、企業等）の交互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取組みに新たな「つながり」を創出・展開することにより地域・団体の状況に応じた自殺対策を推進するなど、本市の自殺対策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、自殺対策に関する情報提供や普及啓発に努め、地域や関係団体等における主体的な活動や連携による取組みを一層推進するため、「いわき市ホームページ」に情報を掲載し、自殺対策に関する情報の一元化と総合的な発信を図ります。

資料編

資料編

資料編

資料1 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の概要

(1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正（第1条）
○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加
基本理念の追加（第2条第1項・第5項）
○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きかいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない ○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない
国の責務の改正（第3条第3項）
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助
自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）
○ 自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開
関係者の連携協力（第8条）
○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等（第13条）
○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める
都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）
○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付
基本的施策の拡充
〔調査研究等の推進・体制の整備〕（第15条）
① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備
〔人材の確保等〕（第16条）
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕（第17条）
① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定 ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める
〔医療提供体制の整備〕（第18条）
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定
必要な組織の整備（第25条）
○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備
施行期日（附則）
○ 平成28年4月1日から施行

出典：平成28年12月 第1回 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会資料

(2) 新たな自殺総合対策大綱の概要（令和4年10月閣議決定）

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)

- ・自殺への影響について情報収集・分析
- ・ICT活用を推進
- ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策

✓ 地域レベルの実践的な取組を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

- ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

- ・「子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する

5. 国、地方公共団体、関係団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

- ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し、必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援

6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**

- ・自殺者、自殺未遂者、家族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども、若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・**指定調査研究等法人**（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
 - 3. 施策の評価及び管理
 - 4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

資料2 推進体制等に係る資料

(1) いわき市保健医療審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき市保健医療審議会条例（平成10年いわき市条例第43号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、いわき市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 生活衛生対策部会
- (2) 歯科口腔保健協議部会
- (3) 食育推進協議部会
- (4) 自殺対策協議部会

(所掌事務)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事項について審議する。

- (1) 生活衛生対策部会 生活衛生対策
- (2) 歯科口腔保健協議部会 歯科口腔保健を推進するための対策
- (3) 食育推進協議部会 食育を推進するための対策
- (4) 自殺対策協議部会 心の健康に関する対策

(組織)

第4条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、その属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健所総務課において処理する。

- 2 生活衛生対策部会の庶務は、保健所生活衛生課において処理する。
- 3 歯科口腔保健協議部会、食育推進協議部会及び自殺対策協議部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月25日から施行する。

(2) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条（平成10年いわき市条例第43号）に基づき、健康いわき21「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」の実現のため、「生きることの包括的支援」として、本市の自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図ることを目的として、いわき市保健医療審議会自殺対策協議部会（以下「部会」）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、市における自殺対策（生きることの包括的支援）に関する次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 健康いわき21の心の健康に係る施策の進捗状況の把握等に関すること。
- (2) 自殺対策を推進するための基本的方向に関すること。
- (3) 自殺対策を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関すること。
- (4) その他、心の健康に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(任期)

第4条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「部会」）は、保健医療審議会長の指名を受けた部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、いわき市保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

自殺対策協議部会名簿

	氏名	団体名	区分
1	矢本 聰	一般社団法人福島県精神保健福祉協会いわき支部	委員・部会長
2	勝島 聰一郎	一般社団法人いわき市医師会	専門委員
3	草野 美保	一般社団法人福島県精神保健福祉士会	専門委員
4	緑川 しのぶ	特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき	専門委員
5	篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会	専門委員
6	藁谷 聰	いわきグリーフケア協会	専門委員
7	小林 裕明	いわき商工会議所	専門委員
8	千葉 光平	いわき労働基準監督署	専門委員
9	阿部 智樹	いわき公共職業安定所	専門委員
10	野木 和洋	いわき市PTA連絡協議会	専門委員
11	吉野 敦広	いわき市中学校長会	専門委員
12	志賀 光博	福島県教育庁いわき教育事務所	専門委員
13	安藤 真史	福島県弁護士会いわき支部	専門委員

(3) いわき市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法の基本理念に則り、自殺の健康要因と社会的要因に関する府内関係部署相互の緊密な連携と協力のもと自殺対策の推進を図るため、いわき市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の実態及び要因の把握に関すること。
- (2) 自殺対策の検討及び推進に関すること。
- (3) 各種関係機関及び団体との連携強化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、保健所次長の職にある者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には、保健所次長の職にある者を、副委員長には地域保健課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総括し、連絡会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 連絡会議の構成委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総合政策部	政策企画課長、広報広聴課長
総務部	職員課長
市民協働部	生活安全課長、消費生活センター所長、国保年金課長
保健福祉部	保健福祉課長、障がい福祉課長、 地域包括ケア推進課長、介護保険課長、 健康づくり推進課長、保健所総務課長、地域保健課長
こどもみらい部	こども家庭課長
産業振興部	産業ひとづくり課長
教育委員会	学校教育課長
消防本部	警防課長
いわき市医療センター 事務局	医事課長

資料3 計画策定の経緯

(1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会経過

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進に係る庁内各課及び関係団体等の取組み状況について ・市民アンケート結果について ・第2次いわき市自殺対策計画の骨子案について
第2回	令和5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次いわき市自殺対策計画の素案について
第3回	令和6年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次いわき市自殺対策計画（素案）に対する市民意見の内容及び意見に対する市の考え方について ・第2次いわき市自殺対策計画の提言案について

(2) いわき市自殺対策庁内連絡会議経過

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進に係る庁内各課の取組み状況について ・市民アンケート結果について ・第2次いわき市自殺対策計画の骨子案について
第2回	令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次いわき市自殺対策計画の素案について
第3回	令和6年1月31日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次いわき市自殺対策計画（素案）に対する市民意見の内容及び意見に対する市の考え方について ・第2次いわき市自殺対策計画の提言案について

(3) パブリックコメント

公募期間	令和6年1月9日～令和6年1月23日
意見等	<p>「第2次いわき市自殺対策計画」（素案）に対し、市民意見（パブリックコメント）を募集</p> <p>意見件数 0件</p>

資料4 自殺死亡率・自殺者数の算出方法

＜参考＞令和10年（2028年）の自殺死亡率及び自殺者数の算出方法

国：平成27年を基準とし、令和8年までに30%以上減少させる

自殺死亡率

平成27年の自殺死亡率（21.1）×70% = 14.77

⇒ 14.8（令和8年まで）

令和10年までに同じ割合で減少すると計算し、

令和8年の自殺死亡率（14.8）- $((21.1 - 14.77) / 11 \times 2)$ = 13.6

※第1次市計画で平成28年としていた基準年を国・県にあわせ平成27年に変更

自殺者数

2028年の想定人口（299,126人）×自殺死亡率（13.6）／10万 = 40.68

⇒ 41人

2028年の想定人口は、人口ビジョンにおけるいわき市の将来人口（2025年：311,818人

2030年：292,780人）を基に、均等割りにより299,126人と想定

いわき市いのちをまもり支える計画
(第2次いわき市自殺対策計画)

令和6年3月発行

発行 いわき市 保健福祉部 保健所 地域保健課

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町四方木田191番地

電話番号 0246-27-8557

FAX番号 0246-27-8607

E-mail hokenjo-chiikhoken@city.iwaki.lg.jp